

# 廣島市報

號四十五百第  
 國日九十月八年六十和昭  
 行發日十二月八年六十和昭  
 錢五金部一價正  
 所 役 市 島 廣 所 役 市 島 廣  
 所 市 島 廣 所 市 島 廣  
 所 役 市 島 廣 所 役 市 島 廣  
 地番一目丁七町字大島  
 地番一目丁七町字大島

○告 示  
 國民體力検査に關する件  
 廣島市町内會助成規程施行細則  
 昭和十六年度市追加豫算十二件

○廣 報  
 町内會正副會長異動  
 衛生正副組長異動  
 叙任及辭令  
 強化された廣島港域の取締  
 野菜の新最高値  
 ○町内會の頁 體験を語る  
 ○九月の實踐事項

## 【告 示】

### ●廣島市告示第一四九號

#### 國民體力検査ニ關スル件

國民體力法ニ依ル體力検査施行日時、場所ヲ左ノ通り定ム

昭和十六年八月五日

廣島市長 藤 田 若 水

#### 昭和十六年度國民體力検査日時、場所一覽表

日	時	場 所	日	時	場 所	區 域
九月一日	午後〇時三十分	白島國民學校	九月三日	午後〇時三十分	牛田國民學校	牛田町
二日	同	右	四日	〃	荒神國民學校	大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町、西盤屋町
三日	同	右	五日	〃	尾長國民學校	尾長町、東盤屋町、愛宕町、若草町、矢賀町、仁保町、向洋、仁保町堀越
四日	同	右	六日	〃	段原國民學校	松屋町、京橋町、的場町、稻荷町、比治山町、松川町、金屋町、段原町、段原桐木町、土手町、段原東浦町上組、段原末廣町、段原大畑町
五日	同	右	七日	〃	比治山國民學校	大洲町、南盤屋町、段原東浦町下組、段原新町、東雲町、段原山崎町、段原日出町、南段原町
六日	同	右	八日	〃	職町國民學校	上柳町、下柳町、橋本町、石見屋町、山口町、胡、彌生町、鐵砲町、八丁堀、堀川町、東胡、斜屋町、鐵砲町、八丁堀、堀川町
七日	同	右	九日	〃	廣瀨國民學校	寺町、西引御堂町、西九軒町、錦町、廣瀨元町、廣瀨北町
八日	同	右	十日	〃	天滿國民學校	新市町、西大工町、西天滿町、堀町三、四丁目、天滿町、天滿町、西天滿町、堀町三、四丁目

## 【告 示】

### ●廣島市告示第一二四號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十六年七月八日

廣島市長 藤 田 若 水

昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加

- 歳 入
  - 第十五款 繰 越 金
    - 第一項 前年度繰越金
      - 金參千八百貳拾六圓
    - 歳入合計金參千八百貳拾六圓
  - 歳出經常部
    - 第四十四款 統 計 費
      - 第一項 統 計 費
        - 金參千八百貳拾六圓
    - 經常部計金參千八百貳拾六圓
    - 歳出合計金參千八百貳拾六圓
    - 歳入出差引殘金ナシ

### ●廣島市告示第一二五號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ



Table with columns for dates (e.g., 九日午後〇時三十分), locations (e.g., 白島國民學校), and names of individuals or groups (e.g., 觀音國民學校, 東觀音町).

昭和十六年七月八日 廣島市長 藤田若水 昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加 歳入 歳出 歳入合計金千四百五十五圓

一段強化された 廣島港域の取締

一般に遵守防諜に努めませう

陸軍省では陸軍輸送港域軍事取締法第八條に依り七月十四日陸軍省令第二十六號を以て左の通り廣島港域の軍事取締を強化することとなつた。

陸軍省令第二十六號 陸軍輸送港域軍事取締法第八條ニ關スル件左ノ通り定ム

昭和十六年七月十四日 陸軍大臣 東條 英機

第一條 陸軍輸送港域軍事取締法第四條第一項第六號乃至第十一號、第十條ノ規定並ニ之レニ關スル罰則ノ規定ハ之レヲ陸軍輸送港域廣島港域第二區ノ區域ニ適用ス

第二條 前條ノ規定ノ施行ニ關シテハ陸軍輸送港域軍事取締法施行規則第二條、第三條、第五條、第七條乃至第十六條ヲ準用ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 陸軍運輸部では七月十八日右省令第一條但し書ノ規定に依り「船舶ノ航行若ハ繫留又ハ筏ノ運行若ハ繫留」及び「漁獵又ハ採藻」に關シ陸軍運輸部長ノ許可を要する區域及び期間を左記の通り指定し同部揭示場に揭示した。

紀 軍 陣訓

特に戰陣は、服從の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間處し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として獻身服從の實を擧ぐるもの、實に我が軍人精神の精華なり。

で改正された廣島港域取締規則の細目ともいふべき、向宇品の南方地區立入制限、漁獵、船舶の航行、寫眞撮影などについて次のごとく發表、防諜觀念の強化徹底を期すると、もに一般に對し一段の注意をはらふやう指示した。

向宇品の南方地區の立入制限について 別世界海水浴場南方より宇品造船東南端に至る海岸沿ひの通路ならびに宇品山上は交通禁止、右地域以外は警察官署などで禁止されてないものは差支へないが防諜上注意された。

漁獵について 當分の間第一區(草津日市附近第一區を除く)及び御幸橋東詰、南千田町、吉島町、江波町各南端、津久根島および嚴島聖崎を連ねる線以東および以南の第二區海面では業者、遊獵者の漁獵採藻を禁止したが船を用ひず陸釣また貝掘などは差支ない。

船舶の航行について 前項漁獵禁止皇軍軍紀の神髓は、長くも大元帥陛下に對し奉る絶對隨順の崇高なる精神に存す。上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大權の承行を謹厳にし、下は謹んで服從の至誠を致すべし、盡忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るゝなきは、是戰捷必須の要件にして、又實に治安確保の要道たり。

「絕對隨順」心からどこまでも隨ふこと。 『大權の承行』天皇陛下の御命令を承り奉つてこれを行ふこと。

第一項 雜 出 金千四百五十五圓 臨時部計金千四百五十五圓 歳出合計金千四百五十五圓 歳入出引殘金ナシ

廣島市告示第一二七號 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十六年七月八日 廣島市長 藤田 若水 昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加

第十款 國庫補助金 金拾八萬貳百拾八圓 第一款 國庫補助金 金拾八萬貳百拾八圓 第十五款 繰 越 金 金拾參萬參千六百七圓 第一款 前年度繰越金 金拾參萬參千六百七圓 歳入合計金參拾壹萬參千八百貳拾五圓 歳出臨時部 金參拾壹萬參千八百貳拾五圓 第一項 臨時給與 金參拾壹萬參千八百貳拾五圓 臨時部計金參拾壹萬參千八百貳拾五圓 歳出合計金參拾壹萬參千八百貳拾五圓 歳入出引殘金ナシ



区域内海面での船舟の航行は陸軍運輸部長の許可されたもの以外は一切禁止、従つて小舟による魚釣、ボート等の乗入も禁止された。

寫眞の撮影について 軍事取締法の強化で第二區も禁止區域となつたため廣島市及び附近一帯の寫眞撮影は勿論現にアマチュアの寫眞原版の複寫複製をする場合も陸軍運輸部長の許可がなければいけない。

謹而訂正 廣島市報第五十三號四九頁「皇太子殿下御展覧所跡記念碑成る」の記事中左の事項を謹而訂正す

Table with columns for '訂正' (Correction) and '誤' (Mistake), listing dates and locations like '比治山神社側' and '多開院前'.

名譽の戦死者

官等級 戦死者 住所
陸軍兵長 佐々木 勉殿 西蟹屋町
上等兵 二重谷龜市殿 舟入本町
上等兵 中村 數一殿 吉島本町

同上等兵 淺香博三郎殿 江波町
海軍少尉 木村浩二郎殿 段原大畑町
特務少尉 國光 由一殿 河原町
陸軍一等兵 上川 義行殿 宇品町九

やつがしら
一年生ながいも(洗ヲ含ム)
やまいも
其ノ他(洗ヲ含ム)
すいぎ
(いも付ヲ含ム)
あさつき

野菜の新最高値(上)

八月一日から改正さる

Table listing vegetable prices and dates, including items like 'なす', 'トマト', 'かぶ', 'だいこん', 'にんじん', 'ごぼう', 'じゃがいも', 'さといも', 'やつがしら', '一年生ながいも', 'やまいも', 'すいぎ', 'あさつき'.

廣島市告示第一二八號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十六年七月八日
廣島市長 藤田 若水

わけぎ 自六月至八月
たまねぎ 自九月至翌年一月
はたまねぎ 自二月至五月
はなつきよう 自六月至翌年
(芽きやべつ) 二月
(芽除ク) 其ノ他ノ月
結球はくさい
芽きやべつ
こまよつな 五月、六月及
かきちしや 自十月至翌年一月
其他ノ茶類 自二月至四月及
つまみな 自七月至九月

叙任及辭令

任部長命財務部長(八月七日附) 中原英一
助役 元山 修二

免財務部長事務取扱(八月七日附)
財務部事務課検査係長主事補 石井 博

任主事(七月一日附) 命財務部主計課財務係長(七月十二日附) 寺西 正雄

任技師(七月一日附) 命水道部工務課工務係長(七月十二日附) 桑原 佐一

任技師(七月一日附) 水道部工務課浄水係長技師補 桑原 佐一

衛生正副組長異動

水道部工務課工務係長技師 橋本 克太
命水道部工務課勤務(七月十二日附) 秋光 諱
任主事補命厚生部體力課體育係長(七月十二日附) 眞野 眞平
任主事補命財務部事務課検査係長(七月二十九日附) 坂手 平川 歳明
任技師補命産業部殖産課水産係長(八月一日附)

小町 木谷勤次郎 三浦 強一
西新町南組 藤田 武次 福原 一穂
上流川組 山王 徳次 新井長次郎
中組 中野 忠一 木村 幸助
甲中組 佐藤 容莊 友田 八郎
平塚町元町 新設 岩本 佐一
東白鳥町 増員 岩本 佐一
舟入仲町 苗代 義一 中原 幸助
西観音町 岸 吉造 中川忠次郎
一丁目 加藤政之助 寺田 三藏
西丁目 増員 原山 磯平
増員 湊 義男
小町 谷口政太郎 島本 勝利
水主町下組長 死亡 前田 軍治
錦町 死亡 津田喜次郎
水主町下組副 前田 軍治 古川 三吾
錦町 小宇權與一 小野 保吉
出汐町 長 木谷有次郎 藤田 虎次
副 藤田 虎次 須藤 芳朗
(長は組長、副は副組長を示す)

市内傳染病發生月報

(七月中)

Table showing monthly reports of infectious diseases in the city, listing locations like '愛宕町', '鐵砲町', '白鳥西中町' and their respective counts.

廣島市告示第一三〇號
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十六年七月八日
廣島市長 藤田 若水



體 驗 語

我 等 の 隣 組

富士見町上組町内會 第十六組 組長 高井文六

「隣組の指導精神」は 今まで自分のことだけを考へてゐたのを更めて相互に協力し奉仕し合つて全體の爲に盡す感謝と歡喜の中に國家目的達成に奮勵努力するのであります。私は此の指導精神に基き常會に臨んだのでありましたが、最初は隣組の回覽板が廻つて來ても見向きもせず月一回の常會すら顔出もせずや代人を立ててゐた人々も段々と時局に目覺めて今では「隣組一家」と云ふ所まで來てをるのであります。斯くて最初常會の話題は多くは不平や不足でありましたのが今ではお互に不足するものは隣組で融通して節約し合ひ贅澤を廢し度ましい生活を勵み合ふは勿論、隣組が協力して空地に野菜を植

九 月 の 實 踐 事 項

- ◇ 生活の徹底的切下げと合理的戰時食を斷行致しませう
◇ 國民貯蓄組合に各戸一人は必ず加入しませう
◇ 「勿體ない」の心で物を大切に活用しませう
◇ 防空に就て、もう一度隣組で相談しておきませう

官 報 要 項 摘 録 (七 月 中)

三日 簡易生命保險積立金貸付規則中改正
四日 蔬菜及果實ノ最高販賣價格指定
五日 貸家組合法施行規則
貸家組合登記令、貸家組合法施行規則、道府縣手数料令中改正、機械技術者檢定令施行規則
七日 防衛總司令部令
十日 保健婦規則
十一日 小麥粉等製造配給統制規則
十二日 陸軍機甲整備學校令、陸軍科學學校令、陸軍砲工學校條令廢止
十四日 陸軍輸送港域軍事取締法
第十八條ニ關スル件
十六日 內務部官制、保健婦章制定
二十一日 國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程
二十三日 賃金統制令施行規則中改正
二十五日 遊興飲食稅法施行規則
依ル交付金ニ關スル件
二十六日 賃金統制令施行規則
第三項ノ規定ニ依リ最高初給賃金ノ適用ニ關スル經驗年數ノ算定方法

廣 島 市 告 示 第 百 四 十 五 號

廣島市町内會助成規程施行細則制定ノ件

廣島市町内會助成規程施行細則左ノ通り定ム

昭和十六年七月二十八日 廣島市長 藤田若水

廣 島 市 町 内 會 助 成 規 程 施 行 細 則

- 第一條 町内會ニ對スル助成金ハ月額ヲ定メ三箇月毎ニ之ヲ交付ス
第二條 第一條ノ月額ハ世帯數五十以下ニ對シ金五圓トシ五十一以上三百以下一世帯ニ付金拾錢三百一以上一世帯ニ付金五錢ヲ加ヘタル額トス
第三條 聯合町内會ニ對スル助成金ハ毎年度豫算總額ノ三分ノ一ハ之ヲ等分シ他ノ三分ノ一ハ町内會數ニ殘リ三分ノ一ハ世帯數ニ應ジ按分シテ之ヲ定メ七月迄ニ交付ス
第四條 助成金算定ノ基準タル世帯數ハ町内會ニ在リテハ毎年度前半期分ハ四月末現在 後半期分ハ十月末現在ニ依リ聯合町内會ニ在リテハ四月末現在ニ依ル
附 則
第五條 本細則ハ廣島市町内會助成規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第六條 昭和十六年度ニ限り助成金算定ノ基準タル世帯數ハ第四條ノ規定ニ拘ラズ町内會ニ在リテハ前半期分ハ昭和十六年六月末現在 聯合町内會ニ在リテハ昭和十六年三月末現在ニ依ル

廣 島 市 告 示 第 一 四 一 號

市道路線認定變更ノ件

市内段原日出町地内市道五八號線及一三九號線ヲ左記ノ通り認定變更ス
昭和十六年七月十九日 廣島市長 藤田若水

圖 面

Table with 5 columns: 區分路線名, 起點, 終點, 延長, 摘要. Rows include 舊路線, 認定變更, 更路線, 認定變更, 更路線.

圖面ハ土木部土木課ニアリ

廣 島 市 告 示 第 一 四 七 號

廣島都市計畫土地區劃整理中變更ノ件左ノ通內務大臣ノ告示アリタリ
昭和十六年七月三十一日 廣島市長 藤田若水

內 務 省 告 示 第 三 百 八 十 四 號

廣島都市計畫土地區劃整理中變更ノ件左ノ通り決定シ昭和十六年四月九日內閣ノ認可ヲ得タリ其ノ關係圖面ハ廣島縣廳及廣島市役所ニ備ヘ置キ縱覽ニ供ス
昭和十六年六月六日 內務大臣 男爵 平沼騏一郎

- 第一、區域中左ノ通過加シ別紙圖面(第一圖乃至第五圖)ヲ別紙圖面(第一圖乃至第六圖)ニ改ム
番號 區 域 地積(坪)
第六號 古田町ノ一部、庚午町ノ一部 約二四、〇〇〇
第二ノ左ノ通り改ム
第一、設計方針
一、街路ハ都市計畫トシテ決定シタルモノニ依ルノ外土地ノ狀況ヲ精査シテ其ノ配置ヲ定ムルモノトシ特別ノ事出アル場合ヲ除クノ外總テ幅員六「メートル」以上トス
二、公園ハ區域地積ノ約三「パーセント」トシ土地

廣 島 市 告 示 第 一 三 一 號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十六年七月八日 廣島市長 藤田若水

- 第十二款 寄 附 金 金貳百圓
第一款 寄 附 金 金貳百圓
第一款 補 助 費 金貳百圓
第一款 補 助 費 金貳百圓
臨時部計金貳百圓
歲出合計金貳百圓
歲入出差引殘金ナシ

廣 島 市 告 示 第 一 三 二 號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十六年七月八日 廣島市長 藤田若水

- 第十五款 繰 越 金 金貳千圓
第一款 前年度繰越金 金貳千圓

廣 島 市 告 示 第 一 三 三 號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十六年七月八日 廣島市長 藤田若水

- 第十五款 繰 越 金 金七萬參千四百五拾貳圓
第一款 前年度繰越金 金七萬參千四百五拾貳圓
歲入合計金七萬參千四百五拾貳圓
歲入出差引殘金ナシ

廣 島 市 告 示 第 一 三 四 號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
昭和十六年七月八日 廣島市長 藤田若水

- 第十五款 繰 越 金 金七萬參千四百五拾貳圓
第一款 前年度繰越金 金七萬參千四百五拾貳圓
歲入合計金七萬參千四百五拾貳圓
歲入出差引殘金ナシ









號五十五百第

創刊日九十月九年六十和昭  
行發日十二月九年六十和昭  
紙五金部一  
所行發 廣島市 廣島市  
所印 廣島市 廣島市  
所販 廣島市 廣島市  
地番 廣島市 廣島市  
地番 廣島市 廣島市

依願免職 (八月三十日附)  
叙任及辭令  
土木部都市計畫課勤務  
主事 藤井慶助

依願免職 (八月三十日附)  
產業部殖産課市場係長  
主事補 溪口 東  
產業部殖産課農産係長  
技手 藤井博治  
任技師補 (九月一日附)

【告示】

●廣島市告示第百六十六號  
廣島市町内會等設置規程中改正ノ件  
昭和十六年二月廣島市告示甲第三號廣島市町内會等設置規程中左ノ通り改ム  
昭和十六年八月二十二日

第六條 第一項中「市長必要ト認メタルトキハ二人」トアルヲ「但シ市長必要ト認ムルトキハ増員スルコトアルベシ」ニ改ム  
同條第二項中「協議ニ依リ推薦シタル者ニ就キ」トアルヲ「意見ヲ聞キ」ニ改ム  
同條第三項中「副會長」ノ次ニ「幹事」ヲ加フ  
同條第四項ヲ削ル

第八條 第二項中「町内會長之ヲ指定ス」トアルヲ「町内會長之ヲ指定シ市長ノ承認ヲ受クベシ其ノ區域ヲ變更セントスルトキ又同ジ」ニ改ム  
第九條 第二項中「協議ニヨリ」トアルヲ「協議ニ基キ會長ノ」ニ改ム  
第十條 第一項及第三項中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム  
同條第二項中「前項ノ區域ニ據リ難キモノ」ノ次ニ「又ハ區域變更ノ必要ヲ生ジタルモノ」ヲ加フ  
第十七條 第一項中「副會長一人」ノ次ニ「但シ市長必要ト認ムルトキハ増員スルコトアルベシ」ヲ加フ

本規程ハ昭和十六年八月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示第百六十七號

廣島市町内會規約準則中改正ノ件  
昭和十六年二月廣島市告示甲第四號廣島市町内會規約準則中左ノ通り改ム  
昭和十六年八月二十二日

第七條中第二項ヲ左ノ通り改ム  
會長、副會長、幹事ハ市長ノ委囑シタル者之ニ當ル役員ハ總テ無給トス  
第十條中第二項ヲ左ノ通り改ム  
組長ハ市長ノ委囑シタル者之ニ當ル

●廣島市告示第百六十八號  
廣島市聯合町内會規約準則中改正ノ件  
昭和十六年二月廣島市告示甲第五號廣島市聯合町内會規約準則中左ノ通り改ム  
昭和十六年八月二十二日

第三條中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム  
第七條第一項中「副會長一人」トアルヲ「副會長何人」ニ改ム  
附則  
本準則ハ昭和十六年八月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

▲廣島市町内會等設置規程抄 (昭和十六年二月施行ノ旨)

主 要 目 次

- 告示 廣島市町内會等設置規程中改正ノ件
- 彙報 町名改稱區域變更及字名廢止ノ件
- 彙報 度量衡甲種取締ノ執行
- 彙報 野菜果實新最高値
- 彙報 衛生副組長異動
- 彙報 町内會正副會長異動
- 彙報 選舉有權者調査
- 彙報 妊婦登錄制ノ實施
- 彙報 ミルクなどの空罐回收
- 彙報 水道使用料更改
- 彙報 體験を語る 隣組皆勞
- 彙報 紙上隣組問答



第六條 町内會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人

市長必要ト認メタルトキハ二人  
會長ハ町内會隣組長ノ協議ニ依リ推薦シタル者ニ就キ市長  
之ヲ委嘱ス

幹事 若干人

副會長ハ會長ノ推薦シタル者ニ就キ市長之ヲ委嘱ス

幹事ハ會長之ヲ委嘱ス

第八條 町内會ニ隣組ヲ置ク

隣組ハ隣接スル十戸内外ヲ以テ組織シ其ノ區域ハ町内會長  
之ヲ指定ス

第九條 隣組ニ組長ヲ置ク

組長ハ其ノ組内協議ニヨリ推薦シタル者ニ就キ會長之ヲ委  
嘱ス

第十條 町内會ニ關スル諸般ノ連絡調整ヲ圖リ共同ノ事業  
ヲ遂行スル爲メ小學校通學區域内ニアル町内會ヲ以テ聯合町  
内會ヲ組織ス

聯合町内會ノ名稱ハ其ノ所在ノ小學校名ヲ冠シ何々聯合町  
内會ト稱ス

第十七條 聯合町内會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人

理事 若干人

▲廣島市町内會規約準則

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 何人

幹事 何人

會長ハ市長ノ委嘱シタル者之ニ當リ幹事ハ會長之  
ヲ委嘱ス役員ハ總テ無給トス

第十條 隣組ニ組長ヲ置ク

組長ハ其ノ組内協議ニヨリ推薦シタル者ニ就キ會長之ヲ委  
嘱ス

▲廣島市聯合町内會規約準則

第三條 本會ハ何々小學校通學區域内ニ在ル町内會ヲ以テ之  
ヲ組織ス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人  
理事 何人

▲廣島市告示第一五九號

廣島市尾長町地内市道五二號ノ區域ヲ一部左ノ通り變  
更シ新ニ道路區域ニ編入シタル部分ノ供用ヲ開始ス

昭和十六年八月十四日

廣島市長 藤田若水

記

路線名 起點終點 延長 巾員 區域變更區間

五二號 尾長町高下組 五二・〇〇 〇・〇〇 自尾長町才藏谷

同 町宇古城跡 五二・〇〇 〇・〇〇 至同

圖面ハ土木部土木課ニあり

▲廣島市告示第一六一號

左記ノ通り牛田町地内市道八八號線ヲ認定變更シ、變  
更ニ依リ新ニ道路區域ニ編入シタル部分ノ區域ヲ決定  
シ之ガ供用ヲ開始シ變更ニ依リ不用ニ歸スベキ道路ノ  
供用ヲ廢止ス

同町地内市道一〇二號線ノ一部ヲ認定廢止シ之ガ供用  
ヲ廢止ス

昭和十六年八月十八日

廣島市長 藤田若水

記

區分 路線名 起點終點 巾員 延長

舊路線 八八號 牛田町宇御茶屋 〇・九二 六六・六四

變更路線 八八號 牛田町宇御茶屋 一・七〇 六六・一四

舊路線 一〇二號 牛田町宇御茶屋 〇・九二 一九・四二

廢止區間 同 牛田町 一・〇七 〇・〇〇 天、九〇

新路線 同 牛田町 一・〇七 〇・九二 一五・五二

圖面ハ土木部土木課ニあり (七一頁ハツク)

### 野菜果實 新最高値

中

品名	期	最高價格
しゅんぎく	自十一月至翌年四月	六
ほうれんそう	五月、六月、及十月	九
みづな	自七月至九月	一八
みづな(軟白及赤)		二五
同 其ノ他		六
たまちしや		一〇
れんこん		一五
くわい		七
せり	自三月至五月	一五
ど	其ノ他ノ月	二二
ふき	四月	二二
ふき	自五月至七月	二五
ふき	自八月至翌年三月	二五
いんげん	六月	一三
いんげん	自七月至九月	一八
いんげん	自十月至翌年五月	二〇
そらまめ	自五月至七月	一六
(莢付)	其ノ他ノ月	一五
同(皮剝)		一五

### 十月の廣島市民實踐事項

- ◇ 出征軍人の遺家族や傷痍軍人を護りませう
- ◇ 愛國心に訴へて物を戦争に役立てませう
- ◇ 働くことに喜びをもつて、國家奉仕を致しませう
- ◇ 廣島市結婚改善聯盟に洩れなく加入しませう

以上

### 町内會正副會長異動

昭和十六年八月九月

町内會名	職氏名	任退	任退
白鳥九軒町	副有田 慧	八月六日	副 高野權太郎 八月一日
西平塚町	長 安田 壽夫	八月廿日	長 瀧口 忠雄 八月廿日
舟入川口町	副 神田 慶吉	八月廿日	副 伊藤薰次郎 八月廿日
公團組	出 沙 町 副 須藤 芳朗	八月八日	副 西原 太一 七月廿日
海浜東部	副 小林 雅雄	八月廿日	(再任)
田中町	副 西岡 好	八月廿日	副 平田 友吉 七月廿日
同	副 清水 隆三	八月廿日	副 梶谷 惣一 七月廿日
東魚屋町	長 伊藤光治郎	八月廿日	長 今井狀太郎 八月廿日
富士見町	副 榎山 寛一	八月廿日	
東觀音町	長 福間 一郎	八月廿日	長 伊玉 雲人 八月廿日
二丁目中區			

### 選挙調査

選挙人名簿調製につきましては既に豫め調査致しましたが「九月十五日」現在に合致させるため目下全市各戸につき資格調査中であり、この調査に基き調製される名簿は明十七年に行はれる衆議院議員、市會議員選挙に用ひられるものでありこれに登録されぬと投票が出来ませぬから資格のある向は進んで御申立を願ひます。殊に間借、同居等の方は洩れ易いのでから家主や世帯主にとくと御話置き下さい。なほ世帯主の方は御留守中でも家族の方で十分御判りの様に御用意願ひ度く、一家をあげての御旅行の節は隣組長などに御連絡をとつて置いて下さい。なほ調査要項は左の通りであります。

- 一、新登録者 本年十二月二十五日迄に満二十五歳となる男子(大正五年十二月二十六日以前出生)
- 二、氏名、出生年月日
- 三、前住所、現住所、同上居住期間
- 四、戸主又はその續柄
- 五、兵役關係(現役、應召、歸還の別と應召、歸還の年月日)
- 六、職業と勤先
- 七、寄留手續未済の向は戸籍抄本など御用意下されば結構です



# 隣組進行曲

## 第二十組の歌

己斐町上町區

名柄伸吾

(一) 國の爲めなら その氣なら  
家は十六 氣は一つ  
老いも 若きも 幼きも  
自ら認する 模範組  
我等は上町 十二組  
國の爲めなら その氣なら  
己れを捨て、はらからは  
一心 一體 一家族  
笑顔相談 助け合ひ  
我等の誓ひを 實行だ

(二) 國の爲めなら その氣なら  
無駄を省いて 節米も  
皆でがんばり 精出して  
心も朗らか 身も軽くなる  
我等の仕事だ 職域だ  
國の爲めなら その氣なら  
貯蓄に國債 防諜と  
一億心の 手をつなぎ  
隣組から 家庭から  
我等が大政翼賛だ

(三) 國の爲めなら その氣なら  
大元帥陛下を 頭首  
と仰ぎ奉る、渾き  
聖慮を體し、忠誠  
の至情に和し、舉  
軍一心一體の實を  
致さざるべからず  
軍隊は統率の本義に則り、隊長を  
核心とし、鞏固にして而も和氣藹々  
たる團結を固成すべし、上下各々其  
の分を嚴守し、常に隊長の意圖に従  
ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利  
害を超越して、全體の爲己を没する  
の覺悟なかるべからず。

# 妊婦登録制實施

### 先づ指導區を設けらる

長期戦に備へ國防國家の建設を完遂するために人的資源を育成することは我が國當面の緊要事であり、よつて本市としては妊婦と出生兒の保健指導と栄養補給並に物資の優先配給等を行ひ出生兒の死亡率を低減し母體の健康を保つため「妊婦登録制」を實施することとなり、先づ磯町、荒神、神崎の各國民學校通學區域を指導地區として目下指導中であり、これら各區の成績によつて來年から全市に亘りこの制度を實施する豫定であります。而して「妊婦登録制」の要綱は

- 一、妊娠五ヶ月となつた妊婦は町内の衛生組長を通じてか又は本人が葉書或は電話で市役所保健課に届出ること
- 二、この届出により指導婦が妊婦の宅に行き登録票を記入して指導醫に回す
- 三、登録票を受けた指導醫は妊婦の健康を診斷する一方擔任産婆は隨時妊婦を訪問し異常を認めれば速に主治醫の治療を受けさせる
- 四、分娩(安産、早産、流産、死産又は異常分娩)したとき擔任産婆はこれを市長に報告する
- 五、指導婦は分娩後三ヶ月随時新生兒と母親を巡回訪問して産婆と

# 市常會

本市では九月九日午前八時半より市公會堂に於て第五回市常會を開催し前回の未議議案「軍都廣島の交通整理に關する件」及「消費節約の強化徹底に關する件」の二件を審議し、次いで長崎議員より提出の



名譽の戦死者

- 陸軍伍長 三次 義登殿 鶴見町
- 同 少尉 湯尻三千男殿 古田町古江
- 同 曹長 木村 進二殿 白鳥九軒町
- 同 上等兵 山本 一殿 横川町二丁目
- 同 兵長 永岡 森八殿 藤本町三丁目
- 同 上等兵 堀田 儀實殿 舟入川口町

# 空罐回收

### 資源献納運動に 赤ちやんも一役

戦時下の重要資材である錫と鐵、殊に錫は我が國では殆んど産出せず、これが使用には多大の注意を要します。萬一これらが今日までのやうなやり方で使はれて居りますと育兒用乳製品(煉乳、粉乳及調整粉乳)の罐に不足を來し勢ひこれらの供給に困まることとなりますので、大日本製酪業組合では今回政府、地方官廳及公共團體の後援を受けて全國に亘りミルクなどの空罐回收運動を起すこととなり、本市でもこの運動の重要なことを認めて極力支援することとなり、つきましては各町内會に於かれましてはこれに御賛同下さいまして育兒用乳製品使用の方が自發的にこの國家的運動に協力されるやうお奨め下さい。なほこの空罐回收は錫の回收が主目的となつて居りますから、空罐は水洗の上小賣店に御持参を御願ひ致し度小賣店では御名前を記帳いたし回收資金の餘剰は消費者の名で献金することになつて居りますから赤ちやんや病弱者も献金運動に一役買はれることとなり、しかもこれによつて育兒用乳製品の供給を圓滑にすることになるのですから、これまで空罐を賣拂つてゐられた向もこの献金運動に御参加のやう切望致します。

- 同 少尉 桑原晃太郎殿 天神町
- 同 軍曹 奥田 敏郎殿 河原町
- 同 兵長 原 喜久雄殿 仁保町洋
- 同 兵長 高須 盛夫殿 河原町
- 同 伍長 野村 至殿 牛田町
- 同 兵長 佐藤 秀三殿 西新町
- 同 二等兵 山下 正美殿 桐木町
- 同 少尉 福村 廣三殿 宇品町
- 同 佐方 元年殿 鶴見町
- 警察官吏 丹羽 務殿 西蟹屋町
- 軍 屬 佐伯 開殿 皆實町一丁目

# 隣組皆勞

東蟹屋町東組 第十組隣組長

平尾戸一

## 體験を語る

私共の組とお隣りの第十一組とは昔から講中をなして居りました。隣保一家族のやうに吉た間柄でありましたから曩に町内會が出来た隣組を設けられても講中が二部になつた位に感じ別に事新しくは感ぜなかつたのであります。夫れだけ何事を計畫實行いたしません。非常に樂でありました。ただ私共として苦心してゐる點は講中の傳統精神にどうして町内會の新時代意識を織り込むかといふことであります。このため先づ常會には必ず戸主が出席することを申合せたところ常會創つて以來今日まで家族の代理出席皆無といふ有様であり何事もまことに分りが早いのであります。その一例

## 紙◇上◇隣◇組◇問◇答

【問】聯合町内會の區域毎に、市巡回指導員を設けて、隣組の運営等についてお世話願へませんか、市には數十人の高給者がをられるそうです、それ等の人に巡回して貰つてもよい、市民の聲を知つて貰ふに都合がよいと思ふのですが……

【答】聯合町内會毎の隣組運営懇談會は先月七日より開始し順次全市に及ぼす豫定であります。尚ほ全市には六千四百に餘る隣組でありますか

【問】町内會等設置以來上意の下達は從來より至極圓滑にまた周到に行はれるやうになり嬉んで居ります。この上は更に下情の上達を十分にして戴き度いと思ひます。従前は下情を申述べますと兎角不平愚痴の様に排斥される傾きがありました不

## 團 結

### 戰陣訓より

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る、渾き聖慮を體し、忠誠の至情に和し、舉軍一心一體の實を致さざるべからず

軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣藹々たる團結を固成すべし、上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意圖に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全體の爲己を没するの覺悟なかるべからず。



# 水道使用料更改

## 一般に御諒承を願ひます

水道をお使ひになる各御家庭の事情は千差萬別であつて一々斟酌分類することが至難であるため使用料の徴収については一般的規程を定めこれが運用に公正妥當を期するやう常に細心の注意を致して居りますが、一般の家庭に於ても故意でなくともついで無届で使ふとか、人員が増減があつたり、浴槽を新設したりしても其の儘にして置かれるなどの原因で各家庭の實情と市役所の元簿との間に相違を來すことが往々あります。これは負擔分任の公正を缺くもので何とかして可及的に是正されねばなりません。就きましては本市では本年三月三十一日現在を以て「市民調査」を實施、各家庭から夫れ夫れ御申告がありました。市としましてはこの申告に記載してあります事項を最も信頼出来るものと看做し、今回之に基きとり敢へず各家庭の人員増減を調査し十六年度第三期分(自十月至十二月)の料金から右により納めて戴くことに致し、異動のありました向へは既に夫々通知書を差上げましたから何卒御諒承を願ひます。なほ御不審の點があらひ

方は直接市水道部經理課(電話中五、三〇〇番)へ御照會下さい。

(参考規程)

廣島市水道使用條例抄

- 第四十二條 左ノ場合ニ於テハ速ニ市長ニ届出ツベシ
- 一、給水種別ヲ變更スベキ事由ヲ生ジ又ハ改氏名又ハ轉居シタルトキ
  - 二、放任給水ノ標準ニ異動アリタルトキ
  - 三、總代人又ハ管理者ヲ置キ若ハ之ヲ變更シタルトキ
  - 四、鑑札又ハ鍵ヲ毀損若ハ亡失シタルトキ
- 第四十八條 放任給水第一種ノ使用料

## 市内傳染病發生月報 (八月)

町名	發生數	種別
東觀音町	一	東觀音町
南段原町	一	三條木町
竹屋町	一	三條木町
新川場町	一	河原町
鶴見町	二	寺
昭和町	一	上天満町
福島町	二	福島町
水主町	二	水主町
鏡治屋町	一	鏡治屋町
白島中町	一	白島中町
白島九軒町	一	白島九軒町
東白島町	三	中島新町
打越町	六	大手七丁目
比治山町	一	大手九丁目
東觀音町	一	東觀音町
舟入町	一	舟入町
舟入木町	二	千田一丁目
舟入川町	一	宇品町
舟入仲町	二	菅原二丁目
吉島羽衣町	一	草津濱町
吉島木町	二	仁保町木浦
中廣町	二	仁保町青崎
楠木三丁目	二	計
楠木四丁目	一	八二
観音木町	一	
西觀音町	一	

## 軍人援護資金

### 各町醸出額

(承前) △二〇四・四〇昭和町南部△三〇〇・〇〇松原町△一三四・五〇猿樂町西組△二八六・〇〇横川町一丁目△一五九・〇〇猿橋橋町△二四三・〇〇西新町上組△一九六・六五小舟

△一五〇・〇〇宇品町南部御幸組△一四七・七〇舟入川口町西△六五・五〇白島北町△九〇・〇〇廣瀬北町一丁目△一八〇・二〇千田町三丁目南組△八三・〇〇胡町△一七〇・〇〇南段原町一丁目△六〇・〇〇橋本町△二二六・六二南觀音町二丁目中區△二一五・〇〇昭和町西部△一〇・〇〇左官町△一七七・九〇實町東區△九〇・〇〇寺町下組△一七一・〇〇宇品町御幸通九丁目△一六五・〇〇舟入川口町東組△三四六・六〇古田町古江△一五〇・一〇鐵砲町下組△三〇〇・〇〇三條木町二丁目東組△二四一・一〇鶴見本町△二二〇・〇〇鷹匠町下組△二五一・一〇舟入仲町西組△七〇・〇〇上天満町東通△九九・八〇舟入幸町中△三三六・七〇旭町△八〇・〇〇宇品町御幸通四丁目△二三八・〇〇段原東浦町上組△二一七・〇〇江波東町△二四〇・〇〇南段原町二丁目△二八二・五〇三川町△四一・二〇福島町本町△一六二・四〇南觀音町三丁目△一七五・五〇南三條町一區△四三・〇〇山口町△一四九・〇〇天神町北組△八〇・〇〇西引御堂町西組△二一九・〇〇尾長町三本松△一二〇・〇〇小網町西組△一五八・六七東觀音町二丁目北區△一四〇・〇〇白島東中町△六四・二〇元柳町△一〇〇・〇〇天神町南組△一一四・三四國泰寺町南組△三七・七〇段原末廣町△一二五・七〇段原東浦町下組△一〇九・七四下中町(つづく)

## 町名改稱區域變更及字名廢止の件

廣島市已斐町及庚午町地内土地區劃整理の結果昭和十六年十月一日より廣島市町名改稱區域變更及字名廢止の件昭和十六年八月六日附指令訓土經第四七三號を以て本縣知事の許可を得た新町名は庚午北町と稱し改稱區域は別圖の通りであるなほ變更町區域内に屬せぬが元已斐庚午町及古田町に於ける從來の字名は之を廢止することゝなつた又、廣島市東雲町地内土地區劃整理の結果昭和十六年八月一日より廣島市字名廢止及區域變更の件も亦昭和十六年七月二十二日附指令訓土經第四六五號を以て本縣知事の許可を得た、廢止された字名は九の割、十の割、十一の割、十二の割、十三の割である

## 廣島市告示第一號

廣島都市計畫事業南觀音町附近地區土地區劃整理施行規程中改正ノ件

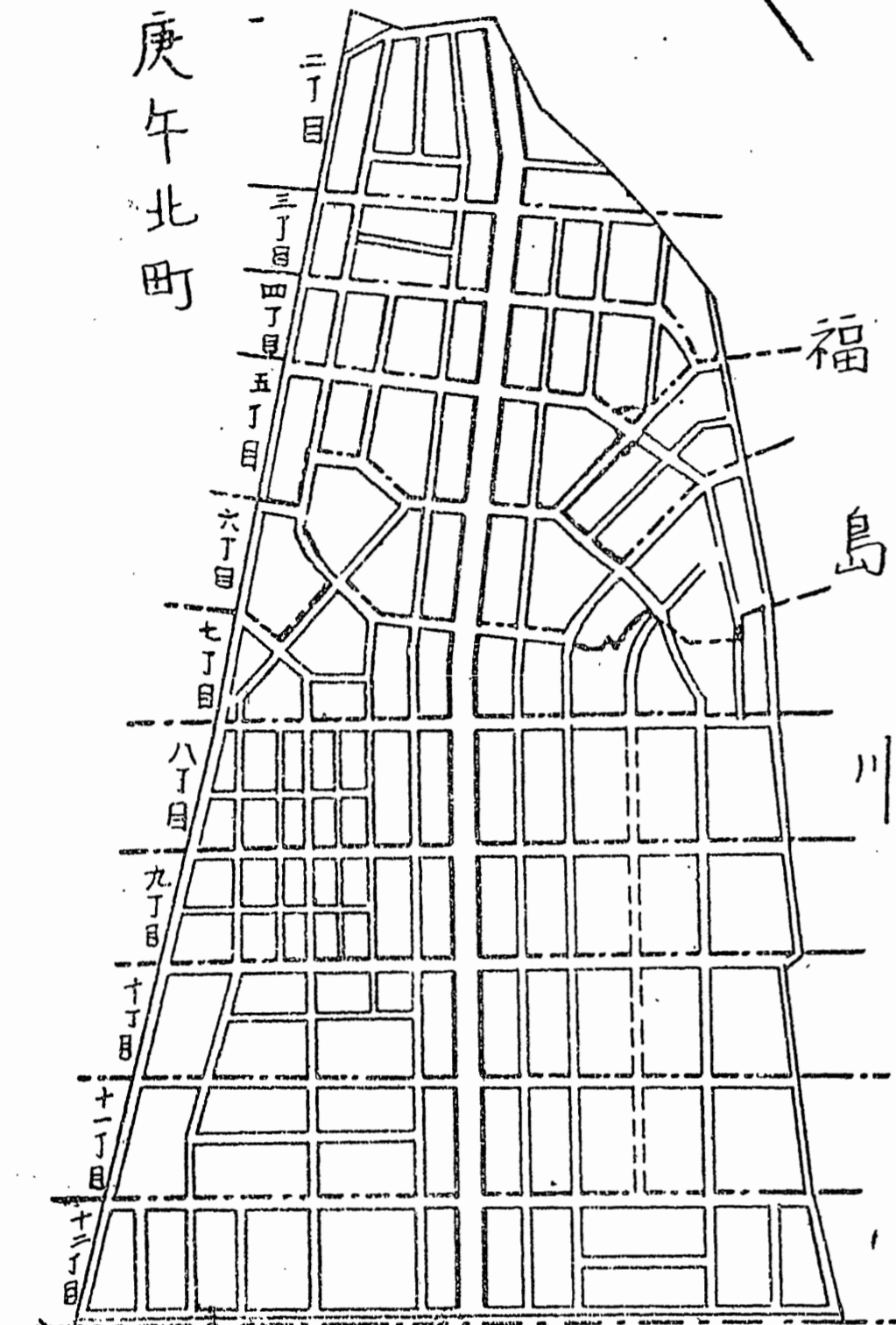
昭和十四年九月二十九日廣島市告示乙第四號廣島都市計畫事業南觀音町附近地區土地區劃整理施行規程中左ノ通り改正ス

昭和十六年八月十九日 廣島市長 藤田若水

第十五條第二項以下ヲ左ノ通り改ム

前項ノ費用ニ充ツル爲從前ノ土地ノ一部ヲ減少シテ負擔セシム其ノ負擔方法ハ市長之ヲ定ム

一、減歩負擔地積ハ整理施行費ヲ道路費ト其ノ他ノ費用ニ區分シ其ノ比例ニ依リ各減歩負擔地積ヲ定



二、減歩負擔地積ハ施行區域ヲ土地ノ狀況ニ依リ二負擔區トシ各負擔區ニ要スル整理施行費ノ比ヲ以テ其ノ負擔區ニ於ケル道路費ハ道路費ノ他ノ費用ハ地積ノ他ノ費用ニ依リ各減歩負擔地積ヲ定

## 【六六頁より】

品名	期間	最高價格
えだまめ	四月	一七
えんどう	自五月至七月	一〇
(皮剥ヲ含ム)	自八月至翌年三月	三〇
はなやさい	四月	一五
セルリ	四月	二〇
パセリ	四月	二〇
アスパラガス	四月	二〇
豆もやし	四月	一〇
ねしろうが	自十一月至六月	一三
品目	期間	最高價格

品名	期間	最高價格
りんご	自八月至翌年三月	一九
りんご	四月	二〇
りんご	自五月至七月	二四
りんご	自十一月至翌年二月	一三
りんご	其ノ他ノ月	一六
りんご	自五月至八月	七・五
りんご	其ノ他ノ月	七
りんご	自十一月至翌年三月	一八
りんご	其ノ他ノ月	二〇



但シテ其ノ区域ノ平均價値ヲ以テ減歩スルモノトス

三、前號ノ負擔區及負擔率ハ市長之ヲ定ム

四、廣島縣綜合運動場敷地、神地、換地又ハ換地豫定地中建物アル宅地若クハ新設道路ニ接セサルモノニテ特別ノ事情アルモノハ前項ノ負擔ヲ減免スルコトヲ得

第十七條第四項中「ハ無償ニテ廣島市ニ」トアルヲ「中千二百坪ハ廣島市ニ五千坪ハ廣島縣ニ無償」ニ改ム備考（施行規程ハ揭示ヲ省略シ廣島市役所ニ備フ）

記

一、從覽ノ場所 廣島市役所

一、從覽ノ期日

自昭和十六年八月十九日 自午前八時  
至昭和十六年八月廿八日 至午後四時

度量衡甲種取締執行

廣島市度量衡取締規程第四條但書の規定に依る度量衡に關する甲種取締は左の通り執行中である

器物提出日時

九月廿二日 自午前九時 至午後二時	器物提出場所	天満國民學校	取締執行區域	十日市町
同 廿四日 同	同	觀音國民學校	同	東觀音町一丁目
同 廿五日 同	同	同	同	東觀音町二丁目
同 廿六日 同	同	同	同	同
同 廿七日 同	同	同	同	西觀音町一丁目
同 廿九日 同	同	廣島市商業學校	同	西觀音町二丁目
同 三十日 同	同	同	同	觀音本町
十月一日 同	同	同	同	南觀音町

廣島市公債償還公告

八月六日日本市公債償還抽籤執行セシ處左記番號當籤ニ付來ル九月三十日該當證券引換ニ支拂可致候也

記

廣島市舊債償還替公債 (乙號)

壹萬圓券 貳八、四壹、七壹、八四

壹千圓券 參貳、六貳、七貳、八壹、八八、九參

廣島市第三期水道擴張費舊債 (リ號)

壹萬圓券 參、參〇、四貳、七參、七四、九六、

壹千圓券 六〇、七五、

右支拂場所 廣島市役所、株式會社日本勸業銀行廣島支店

ボンカン 三五  
タンカン 三〇  
きんかん 一三  
だいだい 一〇

衛生正副組長異動

昭和十六年八月中

衛生組合名	前任者	後任者
河原町東下組	長 土田助三郎	井上 續三
同	副 井上 續三	中川 武人
千田町三丁目西組	長 新 設	反田 慶一
千田町三丁目北組	同 新 設	宮本 福松
千田町三丁目西組	副 新 設	藤田 理平
千田町三丁目北組	同 宮本 福松	宮川 貫一
新川場町中組	同 土谷 菅平	中本 吉郎右衛門
田中町	長 三浦 敏夫	田村 操
金屋町下組	同 黒川 吉郎	山中 吾一
田中町	副 平田 友吉	清水 徳松
下柳町	同 三宅 四郎	三戸 孝作
尾長町三本松	同 野口市太郎	久保 登一
金屋町下組	同 定光 弘人	橋本 實夫
天満町西組	長 若山 作次	笹津角次郎
古田町古江組	同 永田熊太郎	田中 綾吉
同	副 西川市太郎	田川 靜男

(長は組長副は副組長を示す)

隣組問答 一、體驗を語る

隣組常會をはじめ各級常會の圓滑な發展を念願しまして常會のことにつき市民各位の御質問に本紙上でお答へすること、致しました。御遠慮なく御利用下さい。市内各級常會で御試みになりました大變成績のよかつた事項とか行事とかその他あらゆる體驗を本誌上で廣く御紹介致します。奮つて御寄書下さい。

○「隣組問答」「體驗を語る」は共に整理の都合で當分官製はがき又は同型の私製はがきを御用ひ下さい。

○宛名は廣島市役所祕書課庶務係として「市報係」と朱書して下さい。

○回答は本誌上に限ります。

○以上に反する場合は誌上に載せぬ場合がありますから御含みおき下さい。







【告示】

廣島市告示第八十七號
廣島市町内會助成規程施行細則中
改正ノ件

昭和十六年七月二十八日廣島市告示第四百四十五號廣島市町内會助成規程施行細則中ノ通り改ム

第一條 町内會ニ對スル助成金ハ月額ヲ定メ會計年度ノ始ヨリ起算シ三月毎ニ區分シ毎年七月、十月、一月、三月ニ於テ聯合町内會ノ區域毎ニ取纏メ各聯合町内會長ニ交付ス

廣島市告示第一七九號

廣島市家屋賃賃價格調査委員

廣島稅務署所轄內廣島市家屋賃賃價格調査委員ニ左ノ者當選ス

廣島市長 藤田若水

廣島市下流川町六番地 藤田修一△打越町二二二番地 川野保五郎△尾長町五七一番地 村上源次郎△宇品町三七番地ノ一三 村上康夫△猿樂町四四番地 岩崎永助△白島中町七一番地ノ二 秋田正之△南千田町一、一六四番地ノ一 中川龜三△舟入町二三番地ノ三 小松周造△南段原町七四五番地ノ一 藤田宣彦△古田町八一八番地 土井三郎△鍛冶屋町三五四番地ノ六 横山直藏△觀音本町九四〇番地 福永友吉

廣島市告示第一八〇號

【七九頁へ】

昭和五年八月十一日內務省令第二十六號廣島都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔ニ關スル件第四條及第六條ニ依リ昭和八年十一月一日內務省告示第三百七十六號廣島都市計畫街路事業中一等大路第三類第十三號船入梅屋線一部ノ負擔區及事業着手ノ日ヲ左ノ通り定ム

廣島市長 藤田若水

一、負擔區 觀音本町字本通九五二ノ四番地ヨリ南觀音町字南六五〇番地々先ニ至ル間ノ新設道路ノ周圍

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所 江波町地内道路改修工事 江波町二百番地ノ一地先ヨリ同町五百九十七番地ノ二地先ニ至ル間並ニ同町二百六十六番地ノ六地先ヨリ同町六百七十一番地ノ一地先ニ至ル間並ニ同町三百四十三番地ノ二地先ヨリ同町六百七十七番地々先ニ至ル間及道路ノ維持上必要ナル施設

廣島市長 藤田若水

一、負擔區 觀音本町字本通九五二ノ四番地ヨリ南觀音町字南六五〇番地々先ニ至ル間ノ新設道路ノ周圍

二、事業着手ノ日 昭和十六年九月十九日

廣島市告示第一八五號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通り定ム

叙任及辭令

土木部長 荒川 龍雄
土木部土木課長技師 海野 照治
土木部都市計畫課長 城谷 淳
土木部都市計畫課長技師 城谷 淳
土木部用地課長 小山 朋一
土木部用地課長主事 福場 一男
依願免職 產業部殖産課長主事 久保 三郎
產業部商工課長主事 濱井 信三
秘書課兼務ヲ命ス(各通) 厚生部社會課長主事 黒瀬 齊
厚生部清掃課長主事 川本 淨眞
教育部學務課勤務課學 入澤滿龜惠
教育部指導課勤務課學 上原 三衛

軍人援護資金

各町醸出額
(承前) 二〇〇〇〇國泰寺町北組△ 一一五〇〇天滿南町△一八二一五〇 昭和町東部△三〇〇〇四五南觀音町 一丁目南部△一三一〇〇東觀音町 二丁目西區△一七〇〇〇金屋町下

【七九頁へ】

町内會正副會長異動

昭和十六年九月、十月

Table with columns: 町内會名, 職氏名, 任月日, 退任月日. Lists various ward associations and their leaders.

Table with columns: 町内會名, 職氏名, 任月日, 退任月日. Lists various ward associations and their leaders.

衛生正副組長

昭和十六年九月申異動

Table with columns: 組合名, 役名, 前任者, 後任者. Lists health committee members and their changes.

國民登録

未結婚子女擴大範圍

青年國民 登錄は從來 年齡滿十六 歲以上徵兵 未滿の者と なつてゐた が今回これ が青壯年國 民登録とか はり、登録 の範圍も擴 が、若し申告期日が來ても申告用紙

大されて男子は大體十六歳以上四十 歳未滿の者で、職業能力申告手帳及 び國民勞務手帳を持たぬ者となり、 又新に十六歳以上二十五歳未滿の未 婚の女子が加へられました。登録申 告時期は来る十月末日現在で、来る 十一月十日迄に申告書を差出さねば なりません。この申告用紙は調査員 が夫れ、申告義務者に配り、また 集めて廻はることになつて居ります が、若し申告期日が來ても申告用紙



# 過食禍

## || 體力課 ||

あまり身體を使はないのに寝ても寝ても寝足りないといふ人があるが、さういふ人は大抵は物を食べ過ぎてゐる。物を食べ過ぎると消化器が休む暇なく働かねばならぬのでそれから起る疲労が多く、その疲労を快復するにはどうしても睡眠を十分とらねばならぬのである。大體筋肉の疲れは直ぐ判るので注意するが、内臓の疲れは注意する人が少ない。ところが内臓の疲労こそ知らぬ間にだん／＼人間を老衰させ又日常生活の能率を著しく減するのである。面に皺が出来たり頭がぼんやりして續けて仕事が出来なかつたりするのは多くは其の現れである。普通世間では頭を使ふとエネルギーを消耗するといふ考へから筋肉労働と同じやうに澤山の食糧をとらねばならぬと思つてゐるやうであるが實際はさうでなく、頭はいくら使つても其の爲に空腹を感じるとか澤山のカロリーを必要とするといふことはない。日本人の成年男子の必要カロリーは一日に二千四百カロリーとなつてゐるが之は相當に筋肉を使ふ人の標準で、筋肉をあまり使はない人は之では多すぎるのである。主として頭

# 廣島市民體育祭

## 來る二十六日に擧催さる

廣島市民體育祭は愈々來る十月二十六日(第四日曜日)午前九時(雨天の際は十一月二日第一日曜日)から南観音町廣島體操場(舊假稱綜合運動場)で催されることとなつたが當日参加の向は左の諸注意を御熟讀ありたい。

一、監督會議を十月二十三日夜開催します時間場所等は監督に直接御通知致します。

二、出場者は各聯合町内會旗を先頭に整列して會場に行進する様取計つて下さい。

三、當日出場者は勿論觀衆の方々も靴、ワラジ草履又は裸足でないこと競技場内(見物席)に入れません下駄履は絶対に断はられますから御注意下さい。

四、會場内はお互が清潔にする事になくしてはいけませんから反古とか辨當等の空殻は反古入れに投入するか一個所に集結するかの方法をして下さい。

(註)以上の件は各町民によく徹底するやう願ひます。

なほ當日出場者は男子は輕裝、女子は必ずモンペを着用されるべく又、聯合町内會より御希望申込あれば競

# 勞務調査

去る九月末日現在で行はれた第四回勞務動態調査は十月十日迄に市役所統計課に調査報告書を提出せねばならぬ事となつてゐたが、今回に限りこの提出期限が一ヶ月延期されて十一月十日となりました。報告義務者は同日迄に必ず提出されませぬと今後勞務員を雇備されることが出来なくなりすから十分御注意されねばなりません。なほ念のためにこれが報告の義務者並に報告すべき勞務者の範圍を記すと左の通りであります。

# 名譽の戦死者

官等級 戦死者 住所

陸軍兵長 富士野三郎殿 似島町家下

同 上等兵 赤田 寅夫殿 荒神町

同 大尉 丸元 隆殿 江波町

# 諸の最高値改正

十一月中の馬鈴薯、甘藷の小賣最高價格(一貫匁當り)左の通り改正さる。

馬鈴薯 三圓五十錢 二圓八十錢

一等兵 宮本 秀典殿 古田町

同 少尉 伊達 正之殿 廣瀬北町

同 一等兵 杉田 豊殿 廣瀬北町

二等兵 塚脇 武夫殿 東蟹屋町

同 上等兵 山野 高殿 段原末廣町

同 上等兵 山田 軍市殿 矢賀町

同 二等兵 山田 盛男殿 南観音町

同 上等兵 山田 廣殿 仁保大河本通

# 疫痢

疫痢は殆ど二三歳から七八歳迄の小兒に限られてゐるので、症状も重く、不幸な結果になりやすい、恐しい病氣です。夏から秋にかけて非常

# 適齡届

## 十一月に提出

昭和十七年度徴兵適齡者は大正十二年十二月二日生より大正十一年十二月一日生の者でありましてこれに當る向は各戸主より本年の十一月中に本籍の市區町村長へ徴兵適齡届を出すことになつて居ります。なほ廣島市に本籍を有する者には既に適齡届用紙を戸主宛に發送致しましたが、本籍に居住せず又寄留の手續をして居ない人は不渡の向きもある様でありますから之等の人は至急兵事課徴兵係へ申出下さい。

に多く、ばいきんによつて起ることは勿論ですが、その起りは殆ど常に不慣れた食物、不消化な食物、冷たい飲物、腐つた食物、食べ過ぎ等が誘因になつて居ます。又寝冷えや、ひどく疲れたりすることも誘因になります。

病氣の始りは十二、三時間から二

# 市内傳染病發生月報

## (九月中)

町 名發生數	船入木町	三	元字品町	一	横川三丁目	一
荒神町	仁保町向洋	三	仁保町大河	一	西九軒町	一
龜屋町	天満町	一	仁保町桶部	一	河原町	一
下柳町	上天満町	三	牛田町	三	西天満町	一
平塚町	中廣町	三	比治山木町	二	南観音町	三
段原山崎町	尾道町	一	空箱町	一	三條木町二	一
段原末廣町	千田三丁目	一	吉島木町	一	三條木町四	一
西蟹屋町	舟入仲町	一	西引柳堂町	一	宇品町	一
			計	七〇		

を使ふ人は大體千八百カロリー位で十分である。必要以上の食物を攝るために却つて能率を下げてゐる人は、同時にまた老衰を早めてゐるので知らず識らずの中に自殺行爲をやつてゐるとも言へるのである。人間が食べ過ぎてゐるといふことは豚に澤山の美味い食物を食べるだけ澤山食べさせて之を殺し、零下五十五度でカチカチに凍らせ胃袋を取出して檢べて見ると、あの貪慾といはれる豚でさへまだ胃袋に皺が残つてゐる。ところが人間は腹一杯の胃袋をレントゲンで見ると、皺どころか張り切つてピカピカ光つてゐるといふ實驗でも明かである。人間は調理といふ技巧を知つてゐる爲原料に味や温度を加へ香りをつけ色までつけて食欲を刺激し遂に過食するのである生の儘ならばあまり多く食べられぬものをあの手の手で胡麻化して身體の害も構はず食べるやうに自ら仕向けてゐるわけである。そこで食

物を攝る量の基準として、若し此の材料を生る儘で食べたならドレ位食べられるかといふことを一應考へて見ることが大切である。例へば卵にしても菓子や卵焼など色々料理すれば一度に澤山食べられるが、生のまゝで醬油なしではさう多くは食べられない筈である。そこでなるべく生食するやうに心がけることも過食を避ける方法である。過食を慎むことは何よりの若返り法であり健康を保つ秘訣である。又婦人で皺を苦にする者は食べ過ぎて内臓を疲労させてはゐないかどうか考へて見る要がある。戦時下物資が不足したり思ふやうに出廻はらないのはどの國でも同じことでは未嘗有の大戦をしてゐる日本としてはまだ／＼豊富な方でここにも日本に生れた有難さがあるわけである。徒らに物が無いことばかりを口にせずお互の生活に無駄や考へ違ひがありはせぬかをよく考へて見ることが大切であると思ふ。



# 集會の出席率

小町々内會長 三浦 强 一

## 體験を語る

小町々内會では市民防衛思想、防衛技術の現態に鑑み防空を主とする防衛講習會を左の通り催した。

\*常會を行ったので本町内會員の出席率は全會期の頂點に上り常會に對する出席の義務が意識されてゐる結果であらうと思はれる點で注目され、好天の第四夜に尻上りの盛況を

會 日	時刻並科目及講師	
	自後七、三〇至八、三〇	自後八、三〇至九、三〇
九月十日	防空一級 久城警防主任	防空一級 久城警防主任
同十二日	隣保班消防、防空資材 久城警防主任	バケツ注水實習 久城警防主任
同十六日	町内會常會 村西警察署長	家庭消防燈火管制 久城警防主任
同十八日	國土防衛一人	防 課 長崎憲兵少佐

而してこの會合に於ける町内員の出席状況に就て考察するに、先づ主催側としては間接的出席督勵のため出席票を配布し、各組長は直接的出席勧誘に努めた。會期中の天候は十八日夜を除いた他の三夜とも開講時に豪雨に見舞はれたに拘らず全會期を通じて

呈したことは幸であつた。組別出席率は最高九八パーセント、最低三〇パーセントとなり組の氣風、組長の督勵が相宜利くものと見ねばならぬ。この會合でも比較的婦人の出席が多かつた事が感ぜられた。これは婦人世帯主をも動員するといふ町内會の特質と、或る程度出席要請に對して身代りとして婦人を差出すといふ事が少くとも一半の原因を成すものであらう。當町内會(私の就任後)としては、六月一日に一夜町内會を開き、好天にかゝらず出席票は出さなかつた。五十パーセントに満たない出席率しか得られなかつたのに比して、今回豪雨第三夜(常會の夜)に於て七十七パーセント、四夜繼

## 厚生養生術

厚生部課力

續出席率平均六十八パーセントを獲得したことは町内會を發育途上にある生體として考へるべきである限り好調であるといつて過言はならぬ。

こゝで結語を云へば(町内會の指導者としては、市民諸君の町内會意識をまだまだ買ひ過ぎてはならないこと町内常會が間接督勵程度の出席要請に依つて雨中尙ほ九十パーセントに進む迄には尙適切、穩健、懇切な指導努力が拂はねばならぬ。

(常會が各員の直接利害問題と關係する場合及び誰れ彼れの出席席がもろに分つて了る隣組常會の場合には勿論別である) 實相をきかぬ、指導ぬきの各般施設が焦慮せられるときは、すべてペーパー・プランに墮する。

(B)其の所謂指導のためには或る程度の出席要請が必然的に行はれること、なるが、それに付いては會合が眞によい内容を有つものでなければ

養生術の第一は自己の身體に害あるものを除くにある。身體の害は内から起る慾望と外から来る邪氣とである。慾望とは飲食慾、性慾、睡眠慾、饜舌慾、七情(喜怒哀思悲驚)のことで、邪氣は風寒暑熱の四季である。百病は凡て氣から生ずるのであるから之を豫防するには精神力(心氣)を養ふことが第一で、心を平和に保ち怒りと慾とを制し憂を少くして心を苦しめず氣を損はざることが最も精神的養生である。惡の源は慾行であるから慾を抑へ勝たねばならぬ。風寒暑熱の邪氣も慾を慎しめば防ぎ得る。換言すれば健康の要訣は慾である。慎しむ忍ぶことこそ保養の秘訣なのである。

七八

## 隣組一家

三川町第廿五組隣組長 木村 正

私共の組は役所へ務めてをられる方が多く留守を守るは御婦人達で隣組一家を守る爲め平素から年別に二十歳前後を手押ポンプへ或はは給水作業に三十歳前後を投砂へ四十歳前後をホース先へ若干名をわかれから御主人が平素若干名家にをられますから庭或はは鶯口にて其れ々々處置をしていたゞくと云ふ風に贊同の上空襲時に際し手配を定めて居ます、又平素火には特に氣を配つていたゞいておますし平素給水口へはゴム管を取付けて平素の不時の際にも隣組一家族で守る心構へで居ます。

## 【七四頁ヨリ】

第一地帯 百分ノ八十  
第二地帯 百分ノ二十

●廣島市告示第一八五號ノ一  
昭和十六年九月二十四日

廣島市長 藤田 若水  
市内新庄町地内市道一〇五號線ヲ左記ノ通り認定變更ス

路線名	區分	起 點	終 點	市員	延長
(一)五號線	變更	新庄町二、九五地	同上、九六四地	〇、九二五、六七	米
(二)五號線	變更	同上、九五地	同上、九六四地	三、六〇〇、四九八・〇三	米
(三)五號線	變更	同上、九五地	同上、九六四地	三、六〇〇、四九八・〇三	米
(四)五號線	變更	同上、九五地	同上、九六四地	〇、九二五、六七	米

圖面ハ土木部土木課ニアリ

●廣島市告示第一九〇號  
土地立入ノ件ニ付廣島遞信局廣島工務出張所長ヨリ左ノ通り通知アリタリ

一、立入ノ目的 電話線路架設工事ノ爲  
二、立入ルべき土地ノ區域 矢賀町地内  
三、土地立入期間 昭和十六年十月三日至十月十日  
四、工事擔當官 廣島工務出張所線路係長遞信局技手 宮本進

昭和十六年十月二日

廣島市長 藤田 若水

## 選舉人名簿縦覧が始まる

衆議院議員、市會議員選舉人名簿が来る十一月五日から向ふ十五日間(休日を含む)市役所で毎日午前九時から午後四時まで縦覧に供されます。この名簿の修正申立は縦覧期間中であり出来ません。

## 農林水産業調査員決定

農林省令第百一十一號に依る廣島市農林水産業調査員擔

當事務及氏名は此の程左の通り決定した。

農林水産業調査員(指導員)、農林省所管重要物資現在高調査員、官吏、中村繁  
高調査員、商工省所管重要物資現在高調査員、官吏、宗像薫二、天野秀吉、木村泰吉、岡本六郎、角谷正英、千葉悦二

農林水産業調査員、農林省所管重要物資現在高調査員  
商工省所管重要物資現在高調査員、官吏、中村繁  
農林省所管重要物資現在高調査員、商工省所管重要物資現在高調査員、官吏、栗田寅男、山本新一郎、井上清、岩田忠孝、金山一人、吉野儀作、星月正道、酒井榮一、思坊田彌一、竹田福太郎、保田慶治郎、遠藤壽一、沖田常藏、内山勝秋、迫田八郎、小笹忠夫

農林省所管重要物資現在高調査員、官吏、原義男、原田美三男、田上史郎、利行勇  
農林水産調査員、農業、大瀬戸岬、石井俊雄、三保信治、中井勘藏、中尾秋松、太田爲四郎、岡田憲三、本田源三、橋本長之助、富士井熊吉、中山清、加登笹一、三保一二郎、松井民藏、平野哲夫、山本增太郎、中村繁太郎、馬場爲八、西本義見、吉川鎮槌、中石喜三郎、竹本米吉、木村五三郎、太田初吉、増本勇、福本常太郎、川口覺一、大野庄吾、中村德行、田村平一、岡部傳一、佐々木玉吉、小川龜三、小川市三郎、敷地捨吉、平野仁助、宮原庄助、火浦惣吉、谷與一、高林一男、沖田兼松、山岡只次郎、岩原一男、台井和一、増田雅登、清水數男、前理一、講元龍一、笹口靜男、迫田盛造、山川金一、藤本軍一、辻岡儀一、吉田福一、竹本梅一、向井熊一、網本方吉、大島春一、竹本四方一、大島晉松、矢島岩吉、丸本京一、谷口寅一、榊田荒司、大山榮市、柳辨吉、笠岡増次郎、矢野榮、大野重藏、船越八朗、中本直次郎、和泉松次郎、馬本庄一、沖田一信、松本武、藤川政吉、東松市、中村忠吉

訂正 去る九月二十日發行廣島市報第百五十五號七一頁「町名改稱區域變更及び字名廢止の件」記事、五行目「なほ變更町区域内に屬せぬが」とあるは「なほ變更町区域内に屬する」の誤りにつき訂正す。

## 【七四頁ヨリ】

組△二五三六〇上天滿本町△二五二  
二・三〇薬研堀町△一六〇〇〇西觀  
音町二丁目南部△一六一〇〇堀川  
町△一三二一九西蟹屋町上通△一  
五七二五西新町南組△一九一〇〇  
廣瀨北町三丁目△一八四・五〇南觀  
音町一丁目北部△一七〇・五〇東觀  
音町二丁目南部△一八〇・五〇寺町上  
組△一七七七〇東雲町南組△二一  
七・七〇宇品町東部下組△二一九・三  
五臺屋町△一八四四〇大手町八丁  
目東△二〇八〇〇段原山崎町△七  
八・六〇木挽町△二四八・〇〇大手町  
七丁目表組△一〇〇〇〇〇中廣町一  
丁目△六〇二四〇已斐町本町區△  
八〇〇〇〇宇品町御幸通七丁目△二  
一・六〇西蟹屋町本通△二五五・三  
五段原新町上組△二一三・五〇河原  
町西區△一五〇〇〇北平塚町△八  
〇〇〇上天滿町北組△二〇八・五〇  
實町西區△七五・〇〇彌生町△八一  
三〇石見屋町△一八六・六〇廣瀨北  
町二丁目△二一〇・六〇霞町△二四  
九・五〇富士見町上組△一四六・八  
〇東蟹屋町東組△三三三・三〇吉島本  
町二丁目△一三三・三〇河原町東下  
組△一六一・一〇中廣北町△一八八・  
五〇桐木町△一〇一〇〇小網町南  
組△四七・八〇小網町新明組△五〇・  
〇〇尾長町荒神通△二五五・七〇白  
鳥西中町△三三三・〇〇山手町△一〇  
〇〇十日市町△四四四・三〇東觀  
音町一丁目△二〇〇〇〇〇向洋本町  
△三〇四・七〇皆實町二丁目△一〇  
一・〇〇宇品町神田通十三、十四丁  
目△三二八・八八皆實町二丁目東組  
△計二二二、三九六・〇八



# 果實類の新最高値

レモン	自六月至八月	三
ゆず	自九月至翌年四月	六
其他柑橘類	七月	六
かき(富有、次郎、御所、平核無及横野)	自八月至十月	四・五
同(西條、祇園坊、西條キネリ、紅、藤)	自十一月至翌年六月	五
同(其他)	自七月至九月	五
なし(二十世紀、菊水、八雲、西洋梨及支那梨)	自八月至十月	四・五
同(其他)	自十一月至翌年六月	五
もも(白桃)	自六月至八月	三
同(大平、離核、水蜜、アム)	自九月至翌年四月	六
同(スデン、ジューン、大久保)	七月	六
同(其他)	自八月至十月	四・五
ぶどう(露)	自十一月至翌年六月	五
地モノ	八月及九月	六
同(温室物)	其ノ他ノ月	六
さくらんぼ	自九月至十一月	三
さくらんぼ	其ノ他ノ月	三
すもも	自九月至十一月	三
あんず	自九月至十一月	三
小梅	自九月至十一月	三
青梅	自九月至十一月	三
いちじく	自九月至十一月	三
くり(皮剥及茹ヲ含ム)	自九月至十一月	三
バナナ(追熟セルモノ)	自九月至十一月	三
パイナップル	自九月至十一月	三
パイイヤ	自九月至十一月	三
いちご	五月	三

## 協同

りよ訓陣戦

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戦捷の爲欣然として、没我協力の精神を發揮すべし。各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信し相扶け、自ら進んで苦難に就き、戮力協心相携へて目的達成の爲力闘せざるべからず。

## 二攻撃精神二

凡そ戦闘は勇猛果敢常に攻撃精神を以て一貫すべし。攻撃に方りては果斷積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉碎せしむるに已まざるべし。防禦又克く攻勢の鋭氣を包蔵し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は斷々乎として飽く迄も徹底的なるべし。

すいくわ	自六月至八月	三
まくわうり	自九月至翌年四月	六
(スキートメロンヲ含ム)	七月	六
メロン	自八月至十月	四・五
	自十一月至翌年六月	五
	自七月至九月	五
生しひたけ	自三月至五月	三
芽しようが	其ノ他ノ月	三
めうが(花)	自三月至五月	三
芽めうが(軟化物)	其ノ他ノ月	三
同(普通物)	自三月至五月	三
	其ノ他ノ月	三
ツボミ	自三月至五月	三
コロ	自三月至五月	三
ヒラキ	自三月至五月	三

- 其ノ他自己ノ營業場ニ於テ果實ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ガ料理加工セザル果實(切斷皮剥セルモノ及食鹽等ヲ添加セルモノヲ含ム)ヲ營業場ニ於テ食用ニ供スル場合ノ最高販賣價格ハ小賣業者最高販賣價格ニ三割以上加算スルコトヲ得ザルモノトス
- (イ) 本表價格ハ取引慣習ニ依ル荷造包装費ヲ含ムモノトス、但シ小賣業者ニ於テ箱、籠等ノ容器ニ詰メ販賣スル場合ハ昭和十六年九月一日以降内容蔬菜及果實ノ額ノ一割ノ範圍内ニ於テ包装費ノ實費ヲ加算シ得ルモノトス
- (ロ) 種子用ノモノ、最高販賣價格ハ別段ノ額ヲ指定セル場合ヲ除キ小賣業者最高販賣價格ヲ適用ス
- (ハ) 生産者ガ卸賣業者、小賣業者及業務上ノ實需者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者最高販賣價格ノ範圍内トス
- (ニ) 小賣業者ガ業務上ノ實需者ニ販賣スル場合ニ在リテハ小賣業者最高販賣價格ニ依リ得ルモノトス
- (ホ) 本表價格ハ引渡地ニ於ケル最高販賣價格トス
- (參照) 昭和十五年八月二十四日廣島縣告示第六百九十一號及昭和十六年六月六日廣島縣告示第六百三十四條ハ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ蔬菜及果實類ノ販賣價格指定ノ件ナリ



# 廣島市報

號七十五百第  
刷印日九十月一十年六十和昭  
行設日十二月一十年六十和昭  
紙五金部一廣  
所行發 廣 所行發  
市 役 市 島 廣 市 役 市 島 廣  
所販活弟兄田培社會 所創印  
地番一目丁七町手大島廣 地番一目丁七町手大島廣  
地番一目丁七町手大島廣 地番一目丁七町手大島廣

「市報」は市民と市役所とを繋ぐ大切な機關であります。このため市ではこれを全市の隣組長に配布して居ります。何卒各隣組では全戸洩れなく御回覧の上、御熟讀を御願ひ致します。  
(係)

## 【條例】

●廣島市條例第八號  
廣島市名譽職員費用辨償條例中改正ノ件  
廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ許可ヲ得昭和五年三月廣島市條例第一號廣島市名譽職員費用辨償條例中左ノ通り改正ス

## 適齡屆 十一月三十日 提出の期限

昭和十七年度徴兵検査を受けるべき壯丁は大正十年十二月二日から大正十一年十二月一日までに生れた方でありませう。  
右に當る向は各戸主から来る十一月三十日迄に本籍の市區町村長へ徴兵適令届を出すことに於て居ります。これがため本市ではさきに市内に本籍を有せらるる向へ届出用紙並に届出についての注意書を夫れノ各戸主宛に配布いたし、目下各戸主から續々届出を見届りますが、例年の事實から見ますと、故意に届出を怠らるるのではないが失念のため届出を遅れる方が相當あります。殊に昨今のやうに多くの青年が産業戦線に出たり、その他の用務に忙しい場合には一層この届出時期を失せられる向きが多くなかた案ぜられます。つきましては時節柄の事でありませうから自他共に十分御注意になりまして來る十一月三十日までには必ず届出を完了されるやう重ねて御注意申します。なほ届出用紙は市役所兵事課徴兵係に用意してありますから必要の方は御申出下さい。

## 【告示】

●廣島市告示甲第二一七號ノ一  
各種委員規程等廢止ノ件  
左記各種委員設置規程並ニ各種委員規程ハ昭和十六年十月三十一日限り之ヲ廢止ス  
昭和十六年十月三十一日

## 主要目次

○條例 廣島市名譽職員費用辨償條例中改正の件

○告示 各種委員規程等廢止の件  
廣島市機械工業成所授業料徴收規程廢止の件  
市會議決豫算追加十件

○彙報 町内會正副會長異動  
衛生正副組長異動  
陽チフス豫防注射  
選挙人名簿登錄數  
寄留地徴兵検査手續  
魚介類小賣最高値  
名譽の戦死者  
叙任及辭令

○體験を語る  
私感  
隣組防空

廣島市長 藤 田 若 水

第二條中市參事會員「年額四百五拾圓」トナルヲ「年額參百五拾圓」ニ改メ「土木委員年額百貳拾圓」

「水道委員年額八拾圓」及學務委員中「市會議員、市參事會員」ヨリ出ツル者年額八拾圓」ヲ削ル

第三條中「市制第八十三條ニ依ル臨時委員及」ヲ削ル

附 則  
本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廣島市長 藤 田 若 水

一、大正五年二月廣島市告示甲第二十號廣島市功勞者調査委員設置規程

一、大正八年六月廣島市告示甲第三十九號廣島市土木委員設置規程

一、大正九年四月廣島市告示甲第二十號廣島市臨時都市計畫調査委員規程

一、大正九年四月廣島市告示甲第二十二號廣島市臨時産業調査委員規程



- 一、大正十二年六月廣島市告示甲第五十號廣島市市營事業臨時調查委員規程
- 一、大正十四年十月廣島市告示甲第六十七號廣島市臨時社會事業調查委員規程
- 一、昭和三年四月廣島市告示甲第二十二號廣島市臨時公會堂改築調查委員規程
- 一、昭和四年八月廣島市告示甲第七十號廣島市水道委員設置規程
- 一、昭和九年十二月廣島市告示甲第五十三號廣島市財政調查委員設置規程
- 一、昭和十年五月廣島市告示甲第四十八號廣島市臨時保健事業調查委員設置規程
- 一、昭和十年十一月廣島市告示甲第二百二十九號廣島市臨時下水道調查委員設置規程
- 一、昭和十一年四月廣島市告示甲第六十三號臨時河川調查委員規程

廣島市告示甲第二二二號

廣島市機械工養成所授業料徵收規程 廢止ノ件

昭和十三年十月十三日告示甲第一二七號廣島市機械工養成所授業料徵收規程ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和十六年十月二十八日 廣島市長 藤田若水

告示甲第二二七號

廣島市機械工訓育所規程中改正ノ件

昭和十三年十月五日告示甲第一二二號廣島市機械工訓育所規程中左ノ通り改ム

昭和十六年十月三十一日 廣島市長 藤田若水

本規程ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

廣島市告示甲第二一一號 道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通り定ム

昭和十六年十月廿七日

廣島市長 藤田若水

- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所 觀音町西堤防道路改修工事
- 西觀音町一丁目三番地ノ一、三八八番地ノ四地先ヨリ同町一七番地ノ一、三八三番地ノ四地先ニ至ル間及道路ノ維持上必要ナル施設
- 二、工事着手年月日 昭和十六年十月三十日
- 三、負擔區及地帶 本工事施行箇所ヲ一負擔區トス
- 第一地帶 道路ノ境界線ヨリ十四メートル
- 第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル
- 四、負擔率 負擔額 總工費ノ四分ノ一トス
- 地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ
- 第一地帶 百分ノ八十
- 第二地帶 百分ノ二十

廣島市告示甲第二一八號

昭和十六年十一月四日

廣島市長 藤田若水

市内上流川町地内市道第三十一號線ノ一ノ區域ヲ左記ノ通り變更シ變更ニ依リ新ニ道路區域ニ編入シタル部分ノ供用ヲ開始ス

路線名	起點	終點	延長	一級市員	區域變更區間
三ノ一號線	職町	鐵砲町	二七〇〇〇	尺	上流川町元ノ二地先
三ノ二號線	鐵砲町	鐵砲町	二七〇〇〇	尺	鐵砲町吉ノ二地先

(以下八七頁へ續く)

廣島市告示甲第二〇〇號 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十六年十月十四日

廣島市長 藤田若水

- 第十五款 繰入金 金貳萬九千八百拾壹圓
- 第一項 前年度繰入金 金貳萬九千八百拾壹圓
- 歳入合計金貳萬九千八百拾壹圓
- 歳出臨時部 金貳萬九千八百拾壹圓
- 歳入出豫算追加 歳入出豫算追加 金貳萬九千八百拾壹圓
- 第十款 國庫補助金 金八千九百九拾八圓
- 第一項 國庫補助金 金八千九百九拾八圓
- 第十五款 繰入金 金參千五百九拾圓

(以下八七頁へ續く)

町内會正副會長異動

昭和十六年十一月

町内會名	職氏名	月日	職氏名	月日
天滿本町	長玉垣 作一	十月八日	長小畑 良助	十月七日
東觀音町二丁目北區	同島廣 隣	十月八日	同見田 七良右衛門	十月七日
段原新町下	同	同	同	同
袋町	同石井松太郎	十月八日	同	同
同	同竹田 春記	十月八日	同外波 良助	十月七日
寶町西區	同山崎 秀夫	十月九日	同	同
段原新町上	同藤井 正男	十月七日	同	同
大河町	同加藤國太郎	十月七日	同	同
同	同田邊 庄一	十月七日	同	同
中島本町	同長高木 茂	十月七日	同長香浦 巧	十月七日
東觀音町二丁目北區	同副島山 忠夫	十月七日	同副島廣 隣	十月八日
比治山本町	同同鈴川 昌造	十月七日	同同中村崎三郎	十月七日
大手町一丁目	同同大場 善吉	十月七日	同同山根 幸吉	十月七日
中島本町	同同高橋 慎一	十月七日	同同井村 一見	十月七日
同	同同森 次郎	十月七日	同	同
同	同同阿戸 源左衛門	十月七日	同	同
臺屋町	同同高下 良夫	十月七日	同	同
小磯	同同副松原 近雄	十月七日	同同高下 博之	十月七日

目	副當具	信	十月廿日
大手町九丁目	同大塚 幸七	十月廿日	(再任)
同	同山根文之助	十月廿日	(再任)
同	同池永 清眞	十月廿日	(再任)
同	同田中 繁三	十月廿日	(再任)
同	同江波港町	十月廿日	(再任)
同	同東觀音町一丁目東區	十月廿日	(再任)
同	同長田頭新太郎	十月廿日	(再任)
同	同長荒木 福藏	十月廿日	(再任)
同	同金屋町上組	十月廿日	(再任)
同	同同松原 笹一	十月廿日	(再任)
同	同同村田 宗忠	十月廿日	(再任)

(以上長ハ會長、副ハ副會長ヲ示ス)

腸チフス豫防注射

本市の本年度腸チフス豫防注射は草津、庚午兩方面を除き去る十一月七日以來各國民學校通學區域別により市内各所で施行中ですが十一月二十日以降の施行地域は左の通りであります。なほ所定の日に注射を受けられなかつた向は最寄りの施行場で市役所より出張の係員にその旨を申出でになりますれば何所でも注射を受けられることが出来ます。又、本市でこの豫防注射を始めまして以來チフス患者が逐年減退してゐることによつてその効果の多大であることは十分認められますから、一般に臨戰態勢下の軍都市民の責務としてこれを受けられねばなりません。脚氣、心臓病、腎臟病、肺結核、妊娠中或は發熱三七度五分以上の方は反應作用がありますからこんな方は内服ワクチンを用ひされなくてはなりません。

施行月日	町名	施行所
十一月十八日	大須賀、猿橋、松原	荒神校
十一月廿二日	荒神町東部、同甲組	荒神校
二十日	西盤屋町一圓	荒神校
廿五日	臺屋町、京橋、的場、土手、松川町、稻荷町	荒神校

魚介類

小賣最高値

廣島縣では十月十一日縣告示第千九百九號を以て左の通り廣島市に於ける食用生鮮魚介類の小賣業者最高販賣價格(正味百匁當)を指定公布した。

しらうを	丸	一六
まだい	丸	一六
あまだい	丸	一六
きじはた(あこ又ハほしはた)	丸	一六
すずき	丸	一六
ちだい(はなだい)	丸	一六
めいちだい	丸	一六
まなかつを	丸	一六
たまみ(くちみだい)	丸	一六
ひらめ	丸	一六
かんばち(あかばな)	丸	一六
はも	丸	一六



市内傳染病發生月報

(十月中)

Table of infectious diseases in the city, listing names, occurrence counts, and locations for various months from October to December.

選舉人名簿登録員數

本年九月十五日現在を以て、調製された本市の衆議院議員並に市會議員選舉人名簿は去る十一月五日より十五日間市役所で、一般の縦覧に供せられたが右に登

Table showing the number of registered voters for the election, categorized by date and location.

隣組問答

隣組問答「體験を語る」は共に整理の都合で當分官製はがきを御用ひ下さい。宛名は廣島市役所秘書課庶務係として「市報係」と朱書して下さい。

寄留地徴兵検査

昭和十七年に徴兵検査を受ける者で寄留地で検査を受けようとする者は明年一月中に寄留地の市長(郡部では兵事官)宛、市區町村長に「寄留地身檢査通常願」を出して許可を受けねばなりません。

Table showing the number of voters in various districts (東部, 西部, 合計) and the number of candidates.

Table of prices for various goods, including items like 'あら(ぼた)', 'あいなめ(あぶらめ)', and 'あなご', with their respective prices.

Table of prices for various goods, including items like 'くらあなご', 'ぎんあなご', and 'ひらまさ(ひらす)', with their respective prices.



### 私感

天満南町第十八隣組  
山縣 幸一

私は自分で自分が疑ひたくなる。此の頃常會で私はよく私の意見を提出することがある。其の提案が不思議によく通るので遂に自分の耳を疑つてみる。質實ならぬばならぬ此の場の諸君が迎合的なのはあるまいか、然らずば私の提議に謀略的な所があるのではあるまいか、此の場合實行に悩まされるのであるが幾日か遅延逡巡する間にそれは私の杞憂に過ぎなかつたと解つて、よく恥しい思ひをすることがある。

然し私にも微笑を禁じ得ないことがある。私の職業が座職であるから一時も仕事から手を離すわけにはゆかない。町會長から様々の指令がくる調査事務、配給事務等組長として遂行せねばならぬことが次々と出てくる、それがとても手間取るのであるが、いつも私は眼をつぶつてや

つてゐる。而しそれが幾日か續いても月末勘定の打撃ともいふべきものが減多に出ない自分ながらそれは不思議である。

斯くて私は隣組々長として近頃経験する一つ一つが自分の魂の反省のために極めて有意義であることを心に悦ぶ。

### 隣組防空

南段原町一丁目 栗原祐一  
第五組隣組長

這次防空訓練に當り當町第四組は八戸にて二戸は勤務上訓練に出勤不可能の状態にあり、私共の第五組は十一戸のうち妊娠者を除き十戸、兩組十六戸殆ど婦人ばかりで十二日からの町内會長の指導で猛訓練を始めました。女ながらも大いにハリ切られて最初の杞憂を吹き飛ばし十七日には町内十六組の内最も優秀と認められて隣接各組にポンプの應援を求めて焼夷弾防火法、バケツ操法、高所注水(梯子使用)等の猛訓練を段原中町上組役員當町隣組長全員の見学中供した。その成績についてはなほ改善すべきだが婦人も心を協せ力を集むれば何事も出来ると共に、それが日常の私生活にまで及ぶといふ自信が出来てまことに欣快である。

◎廣島市告示第二三二二號  
廣島稅務署所轄内廣島市家屋賃貸價格通知書ヲ左ノ通縱覽ニ供ス  
昭和十六年十一月十一日  
廣島市長 藤田若水

### 衛生正副組長異動

昭和三十六年十月

衛生組合 前任者 後任者

尾長町東部	長	重登	下井	一郎
尾長町西部	同	(新設)	木下	格一
二丁目西	同	(新設)	梅田	徹一
二丁目東	同	(新設)	末田	武三郎
北部	同	(新設)	高田	仁市
南部	同	(新設)	高田	健吾
尾道町東部	副	下井	一郎	
尾道町西部	同	(新設)	小浦	美武
二丁目北部	同	(新設)	北村	央
二丁目南部	同	(新設)	岡崎	幸次郎
已見町上町東	同	九廣	幸次郎	
已見町上町西	同	藤田	常吉	
本町區	同	藤田	常吉	
中町區	同	竹本	常吉	
同	同	小倉	徳松	
東觀音町	同	(増員)	有馬	十一
二丁目東區	同	(増員)	有馬	十一

(以上長は組長副は副組長を示す)

産業部統計課庶務係長 主事 宗 像 薫 二  
産業部商工課兼企業部企業課庶務 主事 石 田 繁 司  
厚生部體力課體育係長 主事 秋 光 諦  
依願免職(各通十月二十七日附)

### 縦覧場所

廣島市役所  
昭和十六年自十一月十三日  
至十二月二日  
三、縦覧時刻 自午前九時  
至午後四時

叙任及辭令

### 名譽の戦死者

- | 官等級  | 戦死者      | 住 所       |
|------|----------|-----------|
| 陸軍中尉 | 若山 瀧美殿   | 水主町       |
| 同    | 三戸 口三殿   | 宇品町御幸道三丁目 |
| 同    | 植田 菊造殿   | 舟入町       |
| 同    | 中野 時夫殿   | 金屋町       |
| 同    | 尾崎 敬一殿   | 西天満町      |
| 同    | 見智土官 博岡殿 | 同上等兵      |
| 同    | 横山 定男殿   | 立山        |
| 同    | 谷口 弘殿    | 鍛冶屋町      |
| 同    | 榊原 夏男殿   | 東白島町      |
| 同    | 横山 久雄殿   | 中廣町       |
| 同    | 大須賀 貞吉殿  | 大須賀町      |
| 同    | 白島 東中殿   | 白島東中町     |
| 同    | 中島 本町    | 中島本町      |
| 同    | 矢賀 貞三殿   | 牛田町       |
| 同    | 千田 二丁目   | 千田町二丁目    |
| 同    | 逸夫殿      | 宇品町昭和通三丁目 |

### 臨時部

- 第六款 産業諸費 金八千四百拾六圓  
第四項 臨時統制經濟諸費 金八千四百拾六圓  
臨時部計金八千四百拾六圓  
歳入合計金壹萬貳千參百九拾貳圓  
歳入出差引殘金ナシ
- ◎廣島市告示第二〇四號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
昭和十六年十月十六日  
廣島市長 藤田若水

### (八二頁の續き)

- ◎廣島市告示第一九八號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
昭和十六年十月十四日  
廣島市長 藤田若水
- 昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
- 第十五款 繰越金 金五萬九千貳百八圓  
第一項 前年度繰越金 金五萬九千貳百八圓  
歳入合計金五萬九千貳百八圓
- 第二十二款 臨時給與 金五萬九千貳百八圓  
第一項 臨時給與 金五萬九千貳百八圓  
臨時部計金五萬九千貳百八圓  
歳入合計金五萬九千貳百八圓  
歳入出差引殘金ナシ
- ◎廣島市告示第一九九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
昭和十六年十月十四日  
廣島市長 藤田若水
- 昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
- 第十一號 縣補助金 金參百八拾參圓  
第一項 縣補助金 金參百八拾參圓
- 第十五號 繰越金 金壹萬貳千九圓  
第一項 前年度繰越金 金壹萬貳千九圓  
歳入合計金壹萬貳千九圓
- 歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
- 第十九號 體力管理諸費 金千四百五拾六圓  
第二項 體力管理諸費 金千四百五拾六圓
- 第二十二號 傳染病豫防費 金貳千五百圓  
第二項 傳染病豫防費 金貳千五百圓  
經常部計金參千九百五拾六圓

### (八二頁の續き)

- 第一項 前年度繰越金 金參千五百九拾九圓  
第十六款 市債 金壹萬八千圓  
第一項 市債 金壹萬八千圓  
歳入合計金參萬五百八拾八圓  
歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
- ◎廣島市告示第二二三號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
昭和十六年十月二十八日  
廣島市長 藤田若水
- 昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
- 第十五款 繰越金 金貳萬七千圓  
第一項 繰越金 金貳萬七千圓
- 第十九款 公債費 金六拾八圓  
第一項 公債費 金六拾八圓  
臨時部計金貳萬五千八拾八圓  
歳入合計金貳萬五千八拾八圓  
歳入出差引殘金ナシ
- ◎廣島市告示第二三三號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ  
昭和十六年十月二十八日  
廣島市長 藤田若水
- 昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ
- 第十五款 繰越金 金貳萬圓  
第一項 繰越金 金貳萬圓
- 第二十四款 補助費 金貳萬圓  
第一項 補助費 金貳萬圓  
臨時部計金貳萬圓  
歳入合計金貳萬圓  
歳入出差引殘金ナシ



第四十四款 統計費 金千六百六拾四圓  
 第一項 統計費 金千六百六拾四圓  
 經常部計金千六百六拾四圓  
 歳出臨時部  
 第一款 役所費 金千五百圓  
 臨時部計金千五百圓  
 歳出合計金千六百六拾四圓  
 歳入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第二〇六號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ  
 昭和十六年十月十六日 廣島市長 藤田若水

昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加更正

第十五款 繰越金 金參百四拾八萬八千貳拾八圓(增六千貳百圓)  
 第一項 前年度繰越金 金參百四拾八萬八千貳拾八圓(增六千貳百圓)  
 歳入合計金千百拾參萬八千四拾壹圓(增六千貳百圓)  
 第卅三款 雜支出 金七萬八千八百九拾壹圓(增九千四百圓)  
 第六項 納稅獎勵費 金九千四百圓(增九千四百圓)  
 經常部計金參百參拾七萬貳千八圓(增九千四百圓)  
 臨時部  
 第一款 補助費 金拾萬七千五百六拾八圓(減參千貳百圓)  
 第一項 補助費 金拾萬七千五百六拾八圓(減參千貳百圓)  
 臨時部計金七百七拾六萬六千參拾參圓(減參千貳百圓)  
 歳出合計金千百拾參萬八千四拾壹圓(增六千貳百圓)  
 歳入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第二〇七號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歳入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ  
 昭和十六年十月十六日 廣島市長 藤田若水

第十五款 繰越金 金六百五圓  
 第一項 前年度繰越金 金六百五圓  
 第十六款 市債 金六萬四千圓  
 歳入合計金六萬四千六百五圓  
 歳入出差引殘金ナシ

●廣島市告示第二〇八號  
 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市特別會計都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區事業費歳入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ  
 昭和十六年十月十六日 廣島市長 藤田若水

第十九款 公債費 金貳百貳拾四圓  
 第一項 公債費 金貳百貳拾四圓  
 第四十五款 水害復舊費 金六萬四千參百八拾壹圓  
 第一項 水害復舊費 金六萬四千參百八拾壹圓  
 臨時部計金六萬四千六百五圓  
 歳出合計金六萬四千六百五圓  
 歳入出差引殘金ナシ

第二十一款 換地清算徵收金 金壹萬七千九百九拾九圓  
 第一項 換地清算徵收金 金壹萬七千九百九拾九圓  
 歳入合計金壹萬七千九百九拾九圓  
 第一項 換地清算交付金 金壹萬七千九百九拾九圓  
 第一項 換地清算交付金 金壹萬七千九百九拾九圓  
 歳入合計金壹萬七千九百九拾九圓  
 歳入出差引殘金ナシ

必勝の信念

戰陣訓

信は力なり。自ら信じ毅然として戦ふ者常に克く勝者たり。必然の信念は千磨百練の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝膽を砕き、必ず敵に勝つる實力を涵養すべし。勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戰百勝の傳統に對する己の責務を銘肝し、勝たずば斷じて已むべからず。

敬神 神靈上に在りて照篤く敬神の誠を捧げ常に忠孝を心に念じ仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

軍事援護資金

- 各町醸出額
- 九五・三〇 宇品町神田通七丁目 △三
  - 四三・五〇 尾長町山根組 △一三三・〇
  - 〇 宇品町御幸通八丁目 △三〇〇・〇
  - 〇 尾長町片河組 △一八・〇〇 向洋
  - 中町 △二六〇・七 宇品町西通四、五
  - 丁目 △七〇・四 五國泰寺町眞孤組 △
  - 二五・五〇 東雲町上組 △六五九・一
  - 〇 千田町二丁目 △一〇七・〇〇 宇品
  - 町十六、十七丁目 △三三三・六〇 南千
  - 田町 △六二・〇〇 東胡町 △五三六・五
  - 〇 皆實町三丁目東部 △二五〇・一〇
  - 〇 材木町 △一四〇・二 富士見町下組
  - △一〇一・五 仁保町日字那 △二二〇
  - 八・六〇 二葉ノ里 △九七・二 舟入川
  - 口町公園組 △一六〇・〇 東觀音町
  - 二丁目東區 △二五〇・〇 舟入幸町
  - 東 △一〇〇・〇 宇品町御幸通六丁目



# 廣 島 市 報

號八十五百第

創刊日九月二十年六十和昭  
行發日十二月二十年六十和昭  
號五金部一價定  
所 從 市 島 廣 所 行 發  
所 市 島 廣 所 人 行 發  
所 版 話 弟 兄 田 地 式 株 所 刷 印  
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 島 廣  
地 番 一 日 丁 七 町 手 大 島 廣

## 隣 組 一 家

隣組は戰時國民生活の最小單位であり、戰時國民活動の基盤  
であります。  
防空、防諜、防火、防犯その他あらゆる防護防衛は一つに隣  
組の責務であります。  
ガッチリと肩を組むて隣組一家の實を擧げませう。

### 【 條 例 】

●廣島市條例第九號

諭 告 第 三 號

## 諭 告

畏クモ本日英米ニ對スル宣戰ノ大詔ヲ拜シ臣民吾等寔ニ恐懼感激ノ至ニ堪ヘザ  
ル次第デアリマス。茲ニ帝國興亡ノ危機ニ立チ國民奮起ノ要實ニ今日ヨリ急ナル  
ハアリマセン。  
武力戰ハ無敵陸海軍ニ萬幅ノ信賴ヲ置キ得ルモ必勝ノ決ハ一ニ懸ツテ銃後任務  
ノ遂行如何ニ存シマス  
私ハ軍都四拾萬市民諸君ガソノ使命ノ重大ニ鑑ミ協力一致不動ノ國是ニ向ツテ  
鐵火ノ一團トナリ速ニ臨戰體制ヲ整備シテ至誠各自ノ職域ニ奉公シ以テ聖旨ニ應  
ヘ奉ランコトヲ熱望シテ止ミマセン  
昭和十六年十二月八日

廣島市長 藤 田 若 水

第一條第一項第三號ヲ左ノ通り改ム  
三、家畜ヲ繫留又ハ宿泊センメタルトキ但シ肉用ノ  
牛馬羊豚ニ在リテハ前號ノ使用料ヲ徴收セズ

廣島市長 藤 田 若 水

### 主 要 目 次

○ 諭 告 家畜市場使用料條例中改正

○ 告 示 中邑助役任期滿了退職  
市會議員選舉人名簿異議申立  
決定

○ 衆 議 院 議員選舉人名簿修正申  
立決定  
國民學校授業料徵收規程改正  
同免除規程改正  
市道認定變更  
道路工事受益者負擔五件

○ 彙 報 町內會正副會長異動  
衛生正副組長異動  
叙任及辭令  
國民兵服役の注意  
薪の割當配給實施  
工業用裁縫機の登録  
介魚類小賣最高値

○ 常 會 の 頁 一億圓獻金提唱  
入營者見送に就て  
戰時國民生活五訓  
名譽の戦死者

○ 公 告

廣島市常設家畜市場使用料條例中改正條例ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ許可ヲ得大正三年一  
月廣島市條例第壹號廣島市常設家畜市場使用料條例ヲ  
左ノ通り改正ス

昭和十六年十二月十三日

附則  
本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

肉用牛馬 一頭一日ニ付 金八拾錢

肉用羊豚 一頭一日ニ付 金四拾錢

其ノ他ノ牛馬羊豚一頭一夜ニ付金拾錢



【告 示】

●廣島市告示第二三三號
廣島市助役中邑元本月十一日任期滿了退職ス
昭和十六年十一月十二日
廣島市長 藤 田 若 水

●廣島市告示第二三十七號
昭和十六年九月十五日現在ニ依リ調製シタル廣島市會
議員選舉人名簿ニ對スル異議申立ノ決定ニ依リ右選舉
人名簿ヲ左ノ通り修正シタリ
昭和十六年十二月三日
廣島市長 藤 田 若 水

Table with columns: 番號, 住 所, 生 年 月 日, 氏 名. Includes names like 藤田若水, 小迫逸希.

●廣島市告示第二三十八號
昭和十六年九月十五日現在ニ依リ調製シタル廣島市會
議員選舉人名簿ニ關シ小迫逸希ヨリ異議申立アリタル
ヲ以テ左ノ通り之ヲ決定シタリ
昭和十六年十二月三日
廣島市長 藤 田 若 水

住所 廣島市松原町六百拾壹番地
異議申立人 小 迫 逸 希

右異議申立書ハ市會議員選舉人名簿閱覽異議申立トア
リ而シテ其ノ要旨ハ昭和十年六月一日ヨリ廣島市大須
賀町鐵道官舎第十九號寄宿舎ニ居住シ昭和十二年八月
應召次イデ昭和十五年十二月一日召集解除トナルニ及
ビ松川町一〇、川野豐吉方ニ居住シ昭和十六年二月十
五日ヨリ前記住所ニ家族ヲ呼寄セ居住シタルモノナル
ヲ以テ生活ノ根據ハ廣島市ニアリタルモノナルニ付調
査セラレタシト謂フニ在リ察スルニ異議申立人ハ市會
議員選舉人名簿ヲ閱覽シ自己ノ登録ナキヲ以テ調査シ
登録セラレタシトノ眞意ナリト解ス依テ市制第二十一

條ノ三第一項ノ規定ニ依リ之ヲ受理シ審査ヲ遂グルニ
申立人小迫逸希ハ市會議員選舉人名簿登録ノ資格要件
ニ缺グル所ナキモノトス
右ノ理由ニ依リ決定スルコト左ノ如シ
異議申立人小迫逸希ハ昭和十六年九月十五日現在ニ依
リ調製シタル廣島市會議員選舉人名簿ニ登録セラルベ
キモノトス
昭和十六年十二月三日
廣島市長 藤 田 若 水

Table with columns: 番號, 住 居, 生 年 月 日, 氏 名. Includes names like 藤田若水, 角田一士.

●廣島市告示第二四十二號
昭和十六年九月十五日現在ニ依リ調製シタル廣島市衆
議院議員選舉人名簿ニ對スル修正申立ノ決定ニ依リ左
ノ通り該選舉人名簿ヲ修正シタリ
昭和十六年十二月五日
廣島市長 藤 田 若 水

●廣島市告示第二三三號
廣島市立小學校授業料徵收規程
改正ノ件
廣島市長 藤 田 若 水
廣島市會ノ議決ヲ經大正六年四月告示甲第十三號廣島
市立小學校授業料徵收規程左ノ通り改ム
昭和十六年十一月二十六日

大正六年四月告示甲第十三號廣島市立小學校授業料徵
收規程ヲ廣島市國民學校授業料徵收規程ニ同第一條中
「立小學校」トアルヲ「國民學校」ニ「高等小學補習科」ト
アルヲ「特修科」ニ改ム
附 則
本規程ハ昭和十六年度ヨリ之ヲ施行ス
●廣島市告示第二三四號
明治二十五年三月告示甲第十號廣島市立小學校授業料
【以下九五頁】

衛生正副組長

Table listing health committee members with columns: 組合名, 役名, 前任者, 後任者. Includes names like 伊藤光治郎, 岡村 定.

叙任及辭令

教育部學務課勤務
書記 松 岡 尚 孝
教育部兵事課召集係長
主事補 藤 井 達 生
任主事停年ニ付退職ヲ命ス(十一月十
一日付)(各通)
教育部防衛課長心得
主事 小 山 朋 一
教育部防衛課長ヲ命ス
書記 香 川 政 治
教育部防衛課庶務係長ヲ命ス
書記 山 名 健 吾
【以下九五頁】

町内會正副會長異動

昭和十六年十一月、十二月

Table with columns: 町内會名, 職 氏 名, 任 月 日, 退 氏 名, 任 月 日. Lists various neighborhood associations and their leaders.

Table with columns: 町内會名, 職 氏 名, 任 月 日, 退 氏 名, 任 月 日. Continues the list of neighborhood associations and their leaders.

軍事援護資金

各町醸出額

- List of military support funds from various districts, including amounts like 一九二・八〇 and 一五〇・〇〇.

戰時國民「生活五訓」

- Five wartime guidelines for citizens: 1. Strongly aware of Japan's national destiny... 2. Do not be misled by rumors... 3. Do not waste money... 4. Be ready to die for the defense... 5. Be determined in the final battle.



# 國民兵服役注意

今回昭和六年以降の第二國民兵を戰時事變の際必要に應じ召集せらるることになり豫備役、補充兵役の者と同様に色々な届出を要することになりましたから次の事項を熟讀して何時でも召集に應ぜられるやう心掛ければなりません。

- 一、奉公袋 奉公袋一つで直に應召出来る様に内容品を入れて準備して置くこと
- 二、届出を要する事項
  1. 旅行、滞在其他本籍地を離るるときは行先を留守家族に明にして置くこと
  2. 留守家族のないものは召集を知らして呉れる人(召集通報人)
- 三、朝鮮、臺灣、滿洲、關東州、支那、香港、澳門、樺太に在留する者は在留地到着後十四日以内(現に在留する者は直に)に在留地の兵事部長又は之に該當する者に届出のこと
- 四、内地へ歸る時には在留届を出した所へ退去届を出すこと
- 五、國籍證書を有する船舶の船員となりたるときは就職の日から十

## 町内會分割設置ノ件

廣島市段原中町上組町内會ヲ廢止シ左ノ町内會ヲ設置シタリ  
昭和十六年十一月十五日

町内會名	區	設置年月日
段原中町上組町内會	段原國民學校通學區域ノ内	昭和十六年十一月十五日
段原中町中組町内會	比治山國民學校通學區域ノ内	昭和十六年十一月十五日

廣島市長 藤田 若水

四日以内(現に船員となり居る者は直に)に管海官廳又は同事務を行ふ市町村長、領事館の證明書を付けて市役所に届出のこと。

退職又は雇止めたるときは其の旨届出ること。

5、醫師法第一條第一項各該當者並齒科醫師、獸醫師、藥劑師、自動車運轉免許證を現に所持する者は免許證寫を付けて直に届出のこと。

前項の免許證を新に受けた者は下附せられた日から十四日以内に届出のこと。

6、本人が所在不明の者は戸主(家事擔當者)より憲兵又は警察官吏の證明書を付けて直に届出のこと。

届出をなしたる後其の所在が分明したるときは其の旨届出のこと。

7、正當の事由なくして前各項の届出をなさざる者は罰金又は拘留若しは科料に處せられます。

8、届、その他分らぬ場合は最寄の市町村役場で詳細に問合せのこと。

届用紙は當市役所に準備してありますから差上げます。

## 商工業調査

第三回商工業調査を今年末現在を以て全國一齊に行はれます。而して

## 土曜日半休廢止

市役所では時局に鑑み去る十三日の土曜日より平常通り午後四時まで執務することになりました。

## 名譽の戦死者

官等級	戦死者	住 所
航技大尉	田代 三郎	富士見町
陸軍少尉	梅原 四郎	南觀音町
同 少尉	森脇 偲	段原東浦町
兵技軍曹	板倉 猛	旭 町

## 新割當配給實施

縣當局その他關係各方面の懸命の努力にも拘らず薪の生産、集荷が兎角品薄で、この儘にしておくと其の偏在が甚しくなり一把の薪も手に入らぬ家庭が出来るといふ有様でありましたので、本市では去る十一日から薪の配當給を左の要綱によつて行ふこととなり煉炭、豆炭、タドンもこれに准じて配給されることになりました。無論此度の割當量はまことに僅かで、各町内會で各隣組に配分されるに困りになるは勿論各家庭でも燃料不足に御不自由を感じられることは十分お察し致しますが、こんな品薄は當分のことと思はれまする一方國運を賭して戦ひつゝある今日のことですから一億同胞が苦痛を平等に負ふといふ心持で暫らくの御辛棒が願ひたいと思ひます。なほ燃料節約については各家庭ともあれこれと御工夫のことですがこの際一、御飯を焚く度数を減らすこと

(例へば一日三度焚いて居たものは二度、一度にへらしめます)

- 一、薪は出来るだけ細く割つて乾かして用ふる
- 一、焚き残りの薪は速かに消すこと
- 一、鋸屑や粗殻の手に入り易い所は鋸屑籠、粗殻籠等を使用すること
- 一、家の廻りの落葉や屑木を利用すること

などの御勵行をお奨め致します。

## 家庭用薪割當配給實施要綱

- 一、本市に於ける家庭用薪は本要綱により之を配給す
- 一、市役所は其の月の入荷總量を各町内會に人口比率により按分し其の割當量を決定したる上町内會長に通知す
- 一、各町内會長は割當られたる薪の

## 納税獎勵

## 交付金

本年度九月末迄

七二四・七〇彌生町々内會(増田卓一)△七九・四二河原町北組(松島正)

- △二五・〇九昭和町西部(西龜正夫)
- △一九・二二小網町新明組(玉本鹿之助)△六七・二五出汐町(藤田虎次)△一〇・〇〇仁保町小磯區(渡部邦彦)
- △六一・三九橋本町(穂井田小市)△七四・二六横川町三丁目(橋高甚助)
- △三六・三一八松原町(岡本米次郎)
- △一七・二九五東胡町(高野又一)△四二・〇九胡町(小田政次郎)△九三・〇一石見屋町(檜垣新兵衛)△二一・〇六霞町(内藤章)△三一・三七昭和町南部(横山喜一)△六〇・五五松川町(池上龜太郎)△一四・〇四八西猿樂町(岩崎永助)△七七・九八國泰寺町南組(村上清二)△一二・四九段原新町上組一心會(林義一)△四四・〇二九小網町貸座敷組合員(小松周造)△一五・一一上天滿町(山口壽一)
- △五八・四四東新天地(池田軍次兵衛)△四一・六六南三條町第一區(三宅政一郎)△二四・七六九塚本町(楠原常吉)△一二・四二河原町西區(吉川長太郎)△五五・九五新市町(小田盛藏)△三三・四三廣瀬北町二丁目(新宅博雄)△六八・二二西地方町(高義一)△五三・三五大手町五丁目(吉岡師顯)△一三・六九南觀音町一丁目(南部(加藤吉郎)△二七・二七段原町(福馬啓造)△三一・四九鐵砲町中甲組(下山哲)△二六・五九廣瀬北町三丁目(由井善次郎)△總計三、五七五・五一



# 一億圓獻金提唱

日本國民一億總進軍の日が遂に來ました。この日本として、東洋として記念すべき秋をばつぎりと胸に銘記するため日本國民一億が一一人一圓一億圓を國防獻金するやう全同胞に提唱します。

私の隣組ではこの趣意よりしまして十二月十日朝の緊急常會を機として隣組員十四世帯五十四人で五十四圓の獻金を致しました。全市民各位、全國同胞各位の御賛同を切に願ひます。

(中廣町第十三隣組長田川兼市)

## 入營見送りに就て

【問】去る七月十日附「廣兵甲第六三九號」を以て通牒せられたる入營入隊に關する件、當町内會に於ては本通牒を嚴守實行してゐますが、最近當町に隣接せる某町にては入營入隊者に對し七月以前通り町旗を押したて多數見送りせし事實があつたさうです。此點市報誌上に御解説を願ひます。

(西九軒町内會會長)

【答】入營又は應召に當り見送人等に關する件に就きましては曩に廣島聯隊區司令官より左の通り通牒あり去る十一月二十五日附町民各位へ徹底

せしむる様御示達方を各町内會長に御願ひしました。

一、一般の見送りは歡送場とし停車場には近親並に町代表の程度とし父兄たりとも部隊迄到らざること

一、旗又は幟等は一切廢止すること

一、入營又は應召の際に努めて軍服又は軍服類似服を着用すること

## 工業用裁縫機の登録

昭十五年二月二日以前(手廻ミシン)は昭和十五年六月二十三日以前より工業用(内職を含む)に裁縫機(ミシン)を使用する者で許可申請の手續を怠つて居る者は九月末日迄に手續をする様になつてゐましたが未だ手續洩れの方が多少ある様に思ひますから今回特に左記に依り取扱

## 市内傳染病發生月報 (十一月中)

町名	發生數	田中町	觀音木町	實津濱町	宇品町	四
大洲町	一	廣瀬元町	一	出島町	二	一
東雲町	一	小網町	一	仁保町向洋	三	一
西白鳥町	一	廣匠町	一	千田三丁目	二	一
白鳥北町	一	藤川二丁目	一	東十丁目	一	一
牛田町	一	中廣町	一	皆賀二丁目	二	一
立町	一	南觀音町	一	皆賀三丁目	三	一
計						四四

右により去る七月十日附の通牒は大分緩和された譯ですが、これによりまして町旗を押立て、見送るとは差控へられねばなりません。

## 一月の税金

國稅	縣稅	市稅	地租(田)
營業稅	同	同	同
同(其他)	同	同	同
臨時利得稅	同	同	同
(個人) 藝妓稅	同上附加稅	同上附加稅	同上附加稅
(個人) 藝妓稅	同上附加稅	同上附加稅	同上附加稅
市民稅	同上附加稅	同上附加稅	同上附加稅

## 公告

廣島市仁保町字延命及堀越地先海面埋立地 參百五拾坪七合ノ内  
廣島市仁保町字堀越地先海面埋立地 參百四拾貳坪壹合ノ内

右土地ニ對シ「仁保町字堀越」ノ名稱ヲ附スルモノトス  
廣島市仁保町字延命地先海面埋立地 八坪五合四勺  
右土地ニ對シ「仁保町字延命」ノ名稱ヲ附スルモノトス

## 免除方法ノ通り改ム

昭和十六年十一月二十六日 廣島市長 藤田若水

第一條 國民學校令施行規則第八十條ノ規程ニ基キ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ國民學校授業料ハ之ヲ免除ス

一、救護法ニ依り救護ヲ受クル者  
二、母子保護法若クハ軍事扶助法ニ依り扶助ヲ受クル者  
三、地方稅法第二十八條ニ依り稅ノ減免ヲ受クル者  
四、前各號該當者ト同一戸籍内ニ在ル者

第二條 前條ニ該當セザル者ト雖モ貧困ノ情狀ニ依リ必要ト認メタルトキハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルベシ

附則  
本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

## 廣島市告示第二二八號

市内宇品町地内市道百四十二號ヲ左記ノ通り認定變更シ變更ニ依リ新ニ道路區域ニ編入シタル部分ノ供用ヲ開始シ變更ニ依リ不用ニ歸シタル部分ノ供用ヲ廢止ス

圖面ハ土木部土木課ニアリ

昭和十六年十一月十八日 廣島市長 藤田若水

路線名	起點	終點	幅員	延長
一四號	宇品町字御幸通十丁目三ノ五地先	同上四丁目三七ノ三三三	九尺	七六・〇〇
一三號	宇品町字御幸通十丁目三ノ五地先	同上四丁目三七ノ三三三	九尺	七六・〇〇
一四號	宇品町字御幸通十丁目三ノ五地先	同上四丁目三七ノ三三三	九尺	七六・〇〇

●廣島市告示第二二九號  
道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及ビ工事施行箇所等左ノ通り定ム

昭和十六年十一月十九日

## 廣島市告示第二三〇號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及ビ工事施行箇所等左ノ通り定ム

昭和十六年十一月十九日 廣島市長 藤田若水

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所

元宇品町地内道路改修工事  
元宇品町字江村岡四八七番地ノ一地先ヨリ同町字同四八九番地一地向先ニ至ル間及ビ道路ノ維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日  
昭和十六年十一月二十二日

三、負擔區及ビ地帶  
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス  
第一地帶道路ノ境界線ヨリ十四メートル  
第二地帶第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル

四、負擔率  
負擔額總工費ノ四分ノ一トス  
地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ  
第一地帶百分ノ八十  
第二地帶百分ノ二十

## 廣島市告示第二三〇號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依り受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所等左ノ通り定ム

昭和十六年十一月十九日 廣島市長 藤田若水

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事施行箇所

皆實町二丁目道路改修工事  
皆實町二丁目八四八番地ノ九地向先ヨリ同町八四八番地ノ一三、五三三番地ノ一地向先ニ至ル間及ビ道路ノ維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日  
昭和十六年十一月二十二日

三、負擔區及ビ地帶  
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス  
第一地帶道路ノ境界線ヨリ十四メートル  
第二地帶第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル

四、負擔率

## 【九〇頁より】

教育部兵事課徵兵係長 主事補 大下一衛  
教育部兵事課召集係長ヲ命ス 書記 澤田正路  
教育部兵事課徵兵係長ヲ命ス (以上十二月八日附)

## 魚介類 (二)

小賣最高値

いさぎ	四十一	丸
かます類	三十	丸
かさご	二十	丸
めばる	二十	丸
ぎんぼ	二十	丸
かわはぎ	二十	丸
うますら	二十	丸
其ノ他ノかわはぎ	二十	丸
(さんノヒヲ除ク)	二十	丸
さんノヒ	二十	丸

きゆうせん	二十	丸
ノ他ノべら類	二十	丸
かんたいヲ除ク)	二十	丸
いしがきだい	二十	丸
うめる(うめいろ)	二十	丸
うみたなご(たなご)	二十	丸
に	二十	丸
背一背	二十	丸
背一背	二十	丸
切身	二十	丸
切身	二十	丸
切身	二十	丸
切身	二十	丸
切身	二十	丸
切身	二十	丸
切身	二十	丸
切身	二十	丸
切身	二十	丸
切身	二十	丸



負擔額總工費ノ四分ノ一トス  
 地帯ニ於ケル配分率左ノ如シ  
 第一地帯百分ノ八十  
 第二地帯百分ノ二十

●廣島市告示甲第二三九號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課ス  
 ベキ工事名及ビ工事施行箇所等左ノ通り定ム  
 昭和十六年十二月四日

- 廣島市長 藤田 若水
- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及ビ工事施行箇所

自平田屋町至東魚屋町間中ノ棚道路舗装工事  
 平田屋町三七番地々先ヨリ東魚屋町四四番地々先ニ

戦ひに勝つためには食糧の確保が絶対に必要である。決戦下の今日、將來に備へて萬全の食糧準備を整へることが何より急務である。増産に、消費節約に、一億國民心を合せて、食糧戦への備へを固くしようではないか。

至ル間及ビ舗装道路ノ維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日

昭和十六年十二月七日

三、負擔區及ビ地帯

本工事施行箇所ヲ一負擔區トシ道路ニ接スル部分ヲ地帯トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

●廣島市告示甲第二四〇號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課ス  
 ベキ工事名及ビ工事施行箇所等左ノ通り定ム  
 昭和十六年十二月四日

- 廣島市長 藤田 若水
- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及ビ工事施行箇所

草津南町地内道路舗装工事  
 草津南町八九六番地ノ一地先ヨリ同町八六一番地ノ一地先ニ至ル間及ビ舗装道路ノ維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日

昭和十六年十二月七日

三、負擔區及ビ地帯

本工事施行箇所ヲ一負擔區トシ道路ニ接スル部分ヲ地帯トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

所  
 横川町三輪通道路舗装工事  
 横川町二丁目六五二番地ノ二地先ヨリ同町六四六番地ノ一地先ニ至ル間及ビ舗装道路ノ維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日

昭和十六年十二月七日

三、負擔區及ビ地帯

本工事施行箇所ヲ一負擔區トシ道路ニ接スル部分ヲ地帯トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

●廣島市告示甲第二四一號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課ス  
 ベキ工事名及ビ工事施行箇所等左ノ通り定ム  
 昭和十六年十二月四日

- 廣島市長 藤田 若水
- 一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及ビ工事施行箇所

草津南町地内道路舗装工事  
 草津南町八九六番地ノ一地先ヨリ同町八六一番地ノ一地先ニ至ル間及ビ舗装道路ノ維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日

昭和十六年十二月七日

三、負擔區及ビ地帯

本工事施行箇所ヲ一負擔區トシ道路ニ接スル部分ヲ地帯トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

たかべ	丸	〇三
めじな(くろを)	丸	〇三
あいご	丸	〇三
たかさご	丸	〇三
ほうぼう	丸	〇三
いしなき	丸	〇三
しいら	丸	〇三
ひめじ	丸	〇三
ひいらぎ(にらぎ及 おきひいらぎヲ含ム)	丸	〇三
ほしがれい	丸	〇三
れい(いじかい)	丸	〇三
いいたかれ	丸	〇三
まごがれい	丸	〇三
れい(あまてが)	丸	〇三
れい(しがれい)	丸	〇三
まいつがれい	丸	〇三
ひらめ類	丸	〇三
やなぎむし	丸	〇三
さかれい(さし)	丸	〇三
むしかれい	丸	〇三
みずかれい	丸	〇三
ろがれい	丸	〇三
まがれい	丸	〇三
まがれい	丸	〇三
らんぞう	丸	〇三
らめ	丸	〇三
其ノ他ノか	丸	〇三
れい類	丸	〇三
まつかわかれい	丸	〇三
まつかわかれい	丸	〇三
まつかわかれい	丸	〇三
かかれい類	丸	〇三